

【パブリックコメント用】

苧田町公共施設等総合管理計画 (案)

【令和3年度改訂】

平成29(2017)年3月

令和4(2022)年3月改訂

苧 田 町

－目 次－

第1章 計画の背景・目的等	1
1 計画の背景・目的	1
2 計画の概要	2
2-1 計画の対象	2
2-2 計画期間	2
2-3 計画とSDGs（持続可能な開発目標）との関係	2
2-4 計画の構成	3
第2章 公共施設等の現状及び将来の見通し	4
1 苅田町の概況	4
1-1 地域の特性など	4
1-2 人口の動向	8
1-3 財政状況	10
2 公共施設等の現状	12
2-1 公共施設	12
2-2 インフラ施設	16
2-3 公共施設等の有形固定資産減価償却率	21
2-4 過去に行った対策	24
3 公共施設に関する町民意識調査	25
3-1 町民意識調査の実施概要	25
3-2 結果概要	26
4 中長期的な施設更新等の費用の見込み	29
4-1 公共施設の将来更新等費用	29
4-2 インフラ施設の将来更新等費用	31
4-3 普通会計対象施設の更新等費用と建設事業費の水準	33
4-4 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み	34
5 現状・課題に関する基本認識	36
5-1 公共施設等の適正な維持管理への対応	36
5-2 持続可能な財政運営に向けた対応	36
5-3 公共施設に対するニーズの変化への対応	37
5-4 住民等と連携した公共施設の管理と有効活用	37
第3章 公共施設等の管理に関する基本方針	38
1 公共施設等の機能と総量の最適化	39
1-1 公共施設の機能の最適配置	39
1-2 公共施設の取捨選択と規模の最適化	39
1-3 他市町との広域連携	39
1-4 廃止後の財産等の利活用	39
2 公共施設等の適正な維持管理と更新	40

2-1	建物・構造物等の安全性能の確保	40
2-2	適切な維持管理の実施	40
2-3	施設の特성에応じた長寿命化対策	41
2-4	ユニバーサルデザインの推進	42
2-5	多様な利活用方法を想定した公共施設の更新	42
3	住民・事業者等との連携	44
3-1	住民・事業者等との連携による公共施設の管理運営	44
3-2	公共施設の利用促進と有効活用	44
第4章	施設類型ごとの管理に関する基本方針	45
1	公共施設に関する個別方針	45
1-1	行政系施設	45
1-2	文化系施設	47
1-3	社会教育系施設	49
1-4	保健・福祉施設	50
1-5	学校教育系施設	51
1-6	公営住宅	53
1-7	スポーツ・レクリエーション系施設	54
1-8	子育て支援施設	55
1-9	その他	56
2	インフラ施設に関する個別方針	58
2-1	道路・橋梁	58
2-2	上水道	59
2-3	下水道	60
2-4	公園	61
第5章	取組みの推進に向けた考え方	62
1	取組み体制と情報管理・共有方策	62
2	計画のフォローアップの実施方針とPDCAサイクルの推進	63
3	コミュニティバスとの連携	64
4	新型コロナウイルス感染症対策の検討	64

第1章 計画の背景・目的等

1 計画の背景・目的

本町は、昭和30年に苧田町、小波瀬村、白川村の1町2村が合併して現在の町域となって以降、高度経済成長を背景とした企業立地などにより人口が急速に増加してきました。こうした中、生活に必要な学校、公営住宅、道路、下水道など、様々な公共施設やインフラ施設（以下、「公共施設等」と表記。）が整備され、町の発展や住民生活に寄与してきました。公共施設等の整備から年数が経過しつつある現在では、多くの公共施設等で老朽化が進み、これから一斉に大規模改修や建替えの時期を迎えようとしています。

また、公共施設等の老朽化への対応は全国共通の課題となっており、国においては平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を定め、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進する方向性が示されました。こうした中、総務省から全国の地方公共団体に対して、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付総財務第74号総務大臣通知）により、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう要請がありました。

これらの背景のもと、苧田町においては、公共施設等の全体について現状を把握するとともに、財政負担の軽減・平準化や行政サービスの変化に対応した公共施設等の総合的な管理の方針を示すべく、平成29年3月に「苧田町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

今回の改訂は、令和3年3月に策定された公共施設等の「苧田町公共施設個別施設計画」及び「苧田町学校施設等個別施設計画」をはじめとした各施設の「個別施設計画」（以下「個別施設計画」という。）の内容を勘案した上で、「苧田町公共施設等総合管理計画」の内容を見直したものとなっています。

本計画の推進に当たっては、地方公会計制度改革の取組みとのさらなる連携を図っていきます。

なお、令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的なまん延は、我が国の社会に大きな影響を与え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐための新しい生活様式が提唱されていることから、次回の本計画の見直しに向け、その対応策の検討を進めていくこととします。

2 計画の概要

2-1 計画の対象

本町では、学校や公営住宅、庁舎等の様々な公共施設や道路、橋梁、上下水道等のインフラ施設を所有しており、それらの維持管理・運営を行っていく必要があります。そのため本計画では公共施設とインフラ施設の両方を対象とします。

<計画の対象となる施設>

公共施設（建築物）	インフラ施設
○行政系施設（役場本庁舎、消防庁舎等） ○文化系施設（公民館、集会所等） ○社会教育系施設（図書館、歴史資料館等） ○保健・福祉施設（パンジープラザ等） ○学校教育施設（小学校、中学校、学校給食センター） ○公営住宅 ○スポーツ・レクリエーション系施設（総合体育館、町民温水プール等） ○子育て支援施設（放課後児童クラブ、児童館） ○その他（ライスセンター、清掃事務所第二工場、火葬場等）	○道路 ○橋梁 ○上水道 ○下水道（農業集落排水含む） ○公園

2-2 計画期間

本計画の計画期間は令和4年度から令和13年度までの10年間となっており、今回は「個別施設計画」の内容を反映した改訂となっています。

なお、本計画で示す内容は庁内で定めている様々な計画との整合を図っていく必要があります。

また、本計画は社会経済状況、関連法制度の変化など、本計画を取り巻く状況の変化を踏まえた上で、必要に応じて見直します。

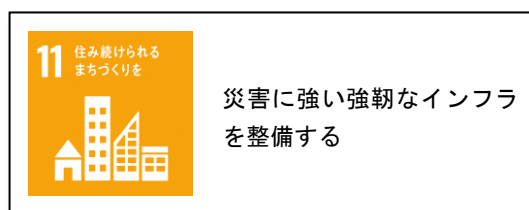
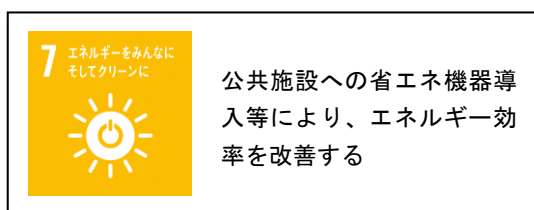
2-3 計画とSDGs（持続可能な開発目標）との関係

SDGsとはSustainable Development Goalsの略称であり、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標」を指します。

「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

本町では令和3年6月に「荻田町SDGs推進本部」を発足し、SDGsの達成を目指しています。

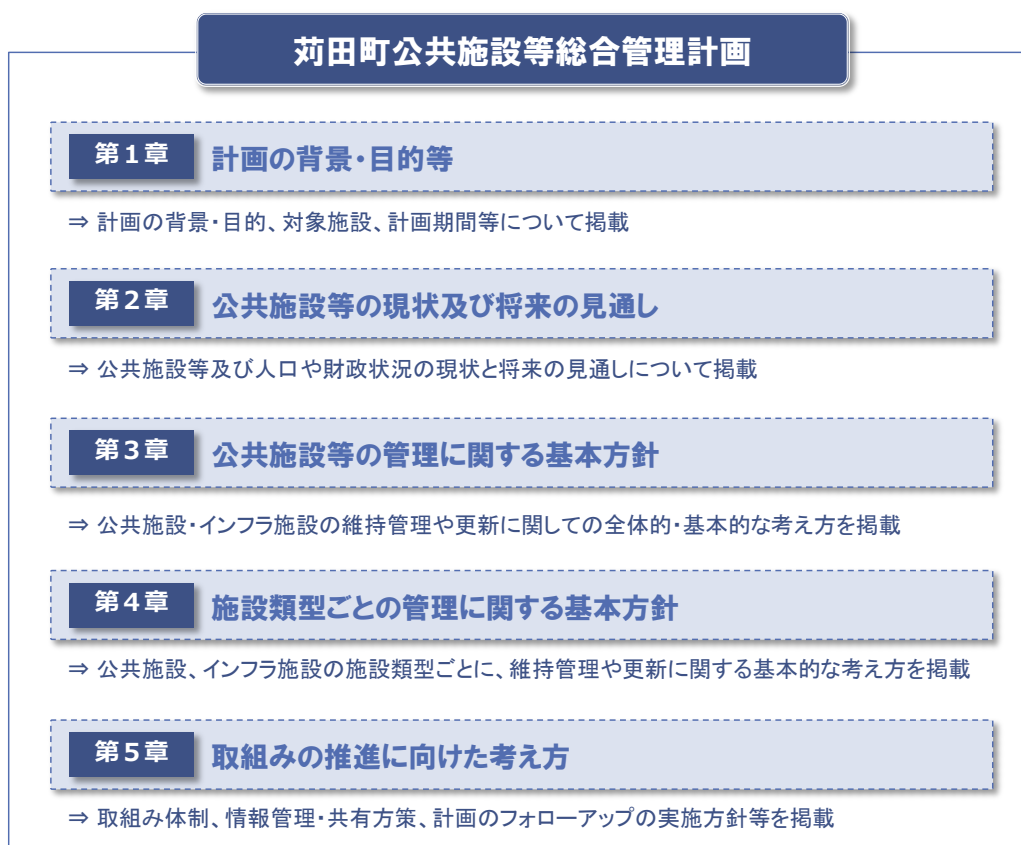
本計画と関連のあるSDGsの目標として、「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「11 住み続けられるまちづくりを」の2つに設定しました。



2-4 計画の構成

本計画は、「公共施設等の管理に関する基本方針」と「施設類型ごとの管理に関する基本方針」を中心に構成します。

「公共施設等の管理に関する基本方針」では、公共施設・インフラ施設の維持管理や更新に関しての全体的・基本的な考え方を掲載し、「施設類型ごとの管理に関する基本方針」では、公共施設、インフラ施設の施設類型ごとに、維持管理や更新に関する基本的な考え方を掲載します。



- ◆ 本計画における所管課の表記は、令和4年4月に施行される機構改革を反映したものとなっております。

第2章 公共施設等の現状及び将来の見通し

1 苅田町の概況

1-1 地域の特性など

(1) 位置及び地勢条件

苅田町は、北九州市と行橋市の間に位置する人口約3万8千人、面積49.6平方キロメートルの町です。昭和30年に、苅田町、小波瀬村、白川村の1町2村が合併して現在の行政区域となっています。

地形は大まかに山地、丘陵、平地に分けられ、市街地は、町の南北に走る国道10号、JR日豊本線に沿って開けています。東は周防灘に面しており、国際貿易港・苅田港と広大な臨海工業地帯が広がっています。また苅田港沖には北九州空港があり、苅田港、東九州自動車道苅田北九州空港インターチェンジと併せ、陸・海・空の交通結節拠点となっています。一方、西はカルスト台地平尾台に連なり、国の天然記念物青龍窟や広谷湿原など豊かな自然があり、緑豊かな田園地帯が広がっています。

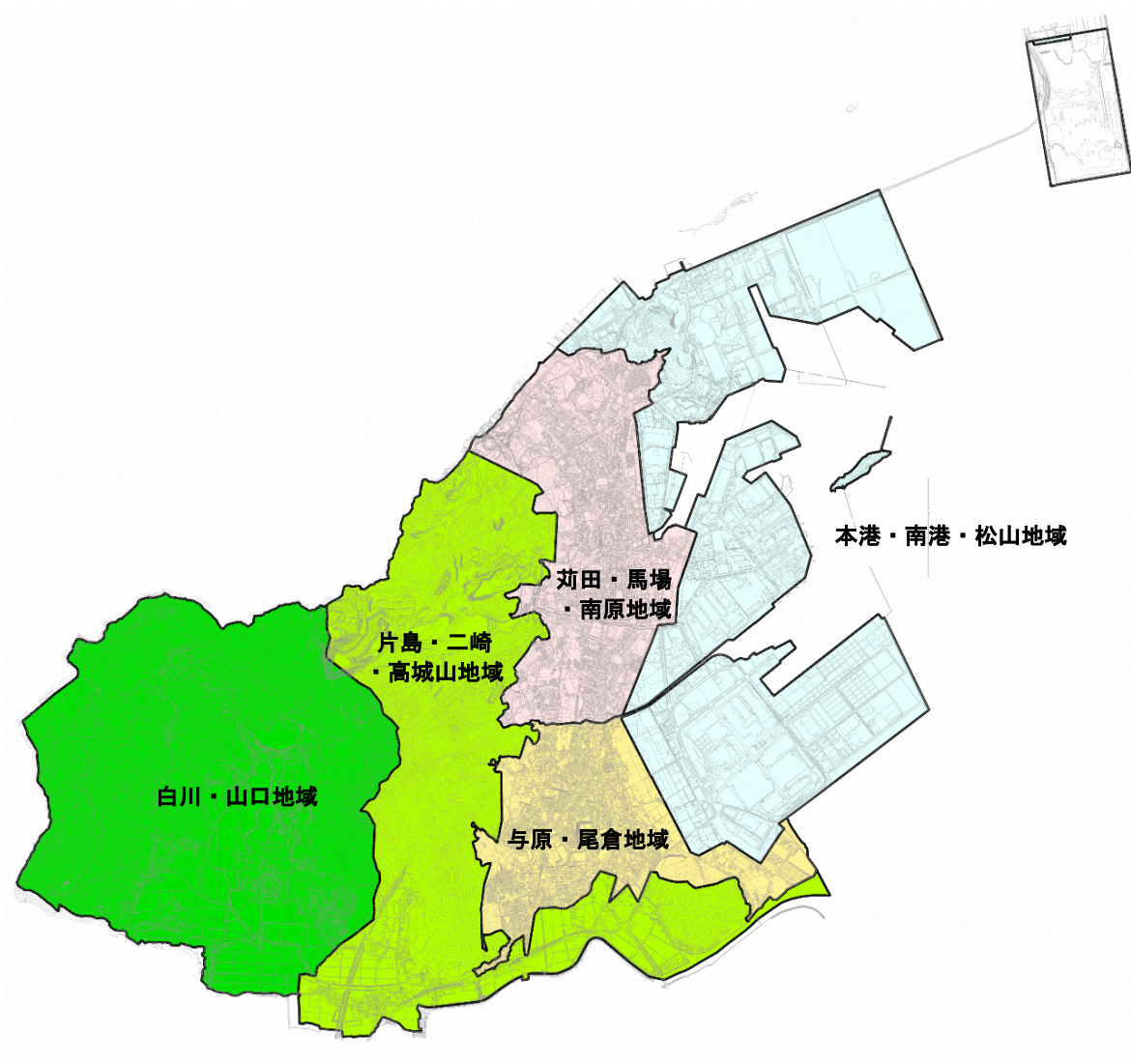
<内陸側から周防灘に向けた町の様子>



(2) 土地利用

本町の土地利用は、臨海部に広がる産業系用途が中心のエリアから、国道やJRに沿った住居系や商業系のエリア、内陸の白川・山口地域や、片島・二崎・高城山地域などの豊かな自然と田園環境が広がるエリアまで、多様性に富んだ土地利用となっています。

<都市計画マスタープランでの地域区分図>

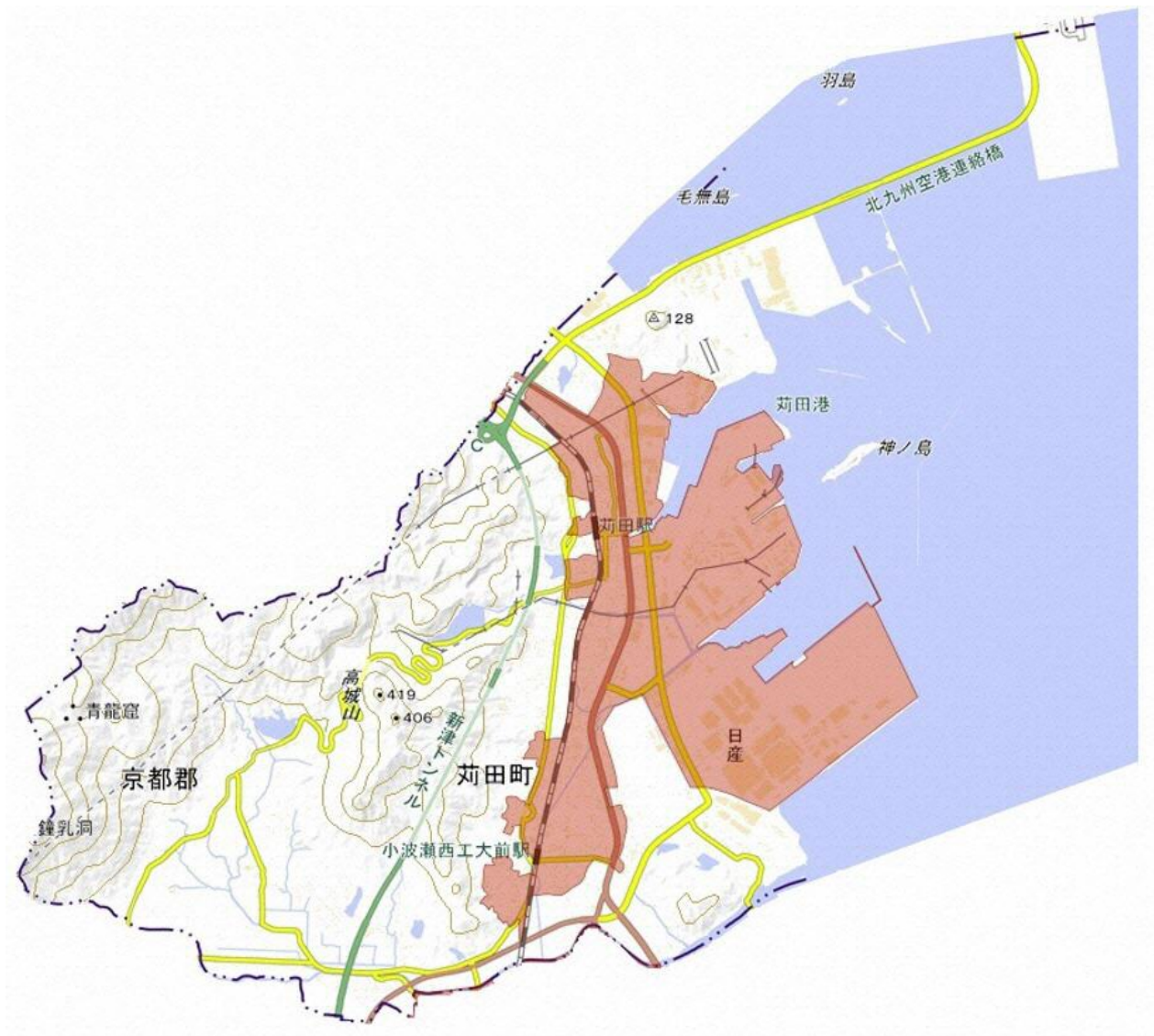


(出典：苅田町都市計画マスタープラン 2020)

(3) 人口集積

本町の人口集中地区は、おおむね JR 日豊本線から東側に広がっており、国道と並行した南北に細長い形となっています。国勢調査（平成 27 年）の人口で見ると、人口集中地区に居住する人口は約 2 万 4 千人であり、町全体の人口の 7 割近くを占めています。

<人口集中地区の分布状況>



(出典：国土地理院地図を加工)

※令和 2 年分は未公表のため、平成 27 年分を掲載

【人口集中地区】

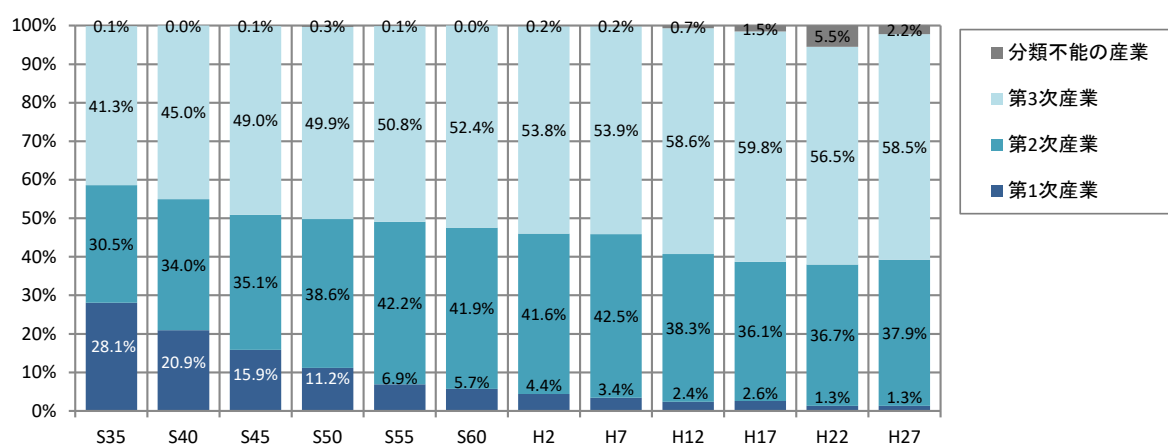
人口密度約 4,000 人/km² 以上の国勢調査地区がいくつか隣接し、合わせて人口 5,000 人以上を有する地区

(4) 産業

本町の産業面での特性として、製造業は県内でも有数の集積地となっています。製造品出荷額等の県内全体に占める割合は、令和元年度には17.5%を占め、北九州市に次いで2番目の規模となっています。

産業別の就業者数の割合を見ると、昭和30年代から昭和50年代にかけて、第1次産業が大きく減少し、第2次産業と第3次産業が伸びています。平成に入ってからはおおむね横ばいで推移していますが、製造業を中心とする第2次産業は、やや減少の傾向が見られます。

＜産業大分類別就業者数の割合＞



(出典：国勢調査)

＜製造業事業所数及び製造品出荷額等＞

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
製造業事業所数	69	72	72	72
製造品出荷額等(百万円)	1,910,128	2,004,897	1,974,036	1,733,138
※カッコ内は県内全体の額に占める割合	(20.7%)	(20.6%)	(19.3%)	(17.5%)

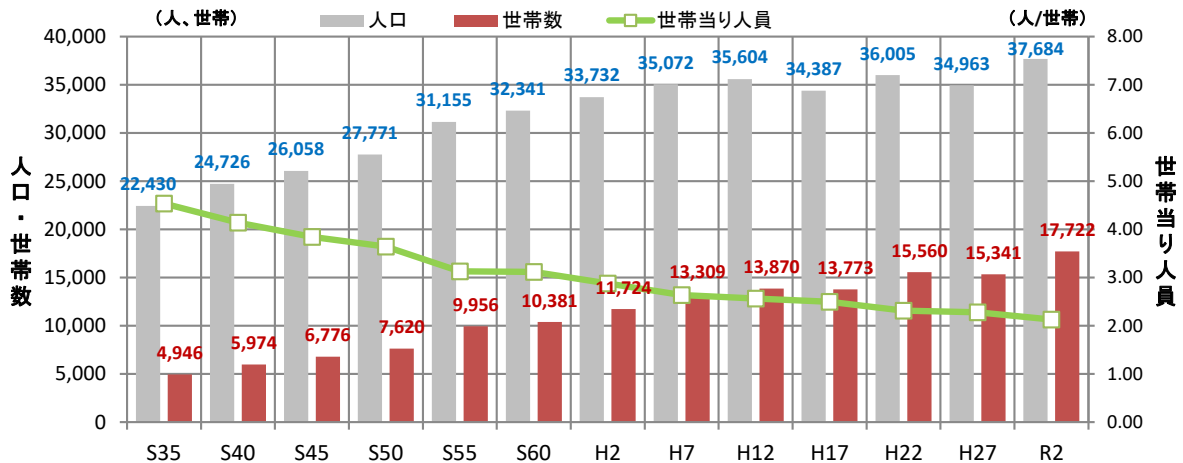
(出典：工業統計調査(従業者4人以上の事業所))

1-2 人口の動向

(1) 人口の推移

本町の人口は、昭和30年代から平成の初頭にかけて右肩上がりでの増加が続いた後、平成7年頃からは約3万5千人前後の横ばいで推移していましたが、平成27年から令和2年にかけては2,721人増加し、約3万8千人となっています。

＜人口の推移＞

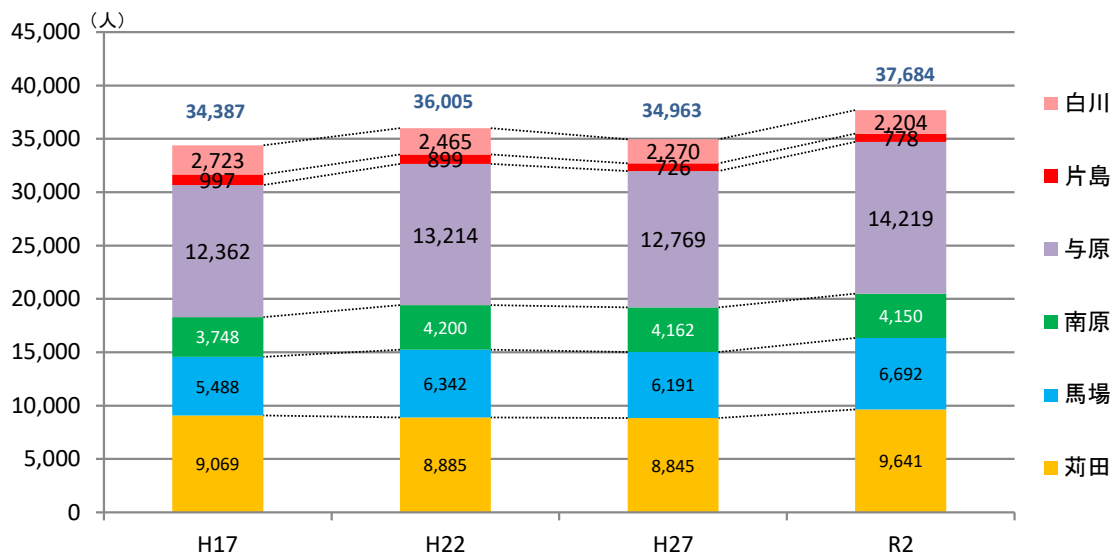


(出典：各年国勢調査)

(2) 小学校区別人口の推移

小学校区別での人口推移を見ると、荻田、馬場、与原の各校区では増加傾向にあり、白川校区では減少が続いています。南原校区、片島校区では、年によって増減が見られます。

＜人口（小学校区別）の推移＞



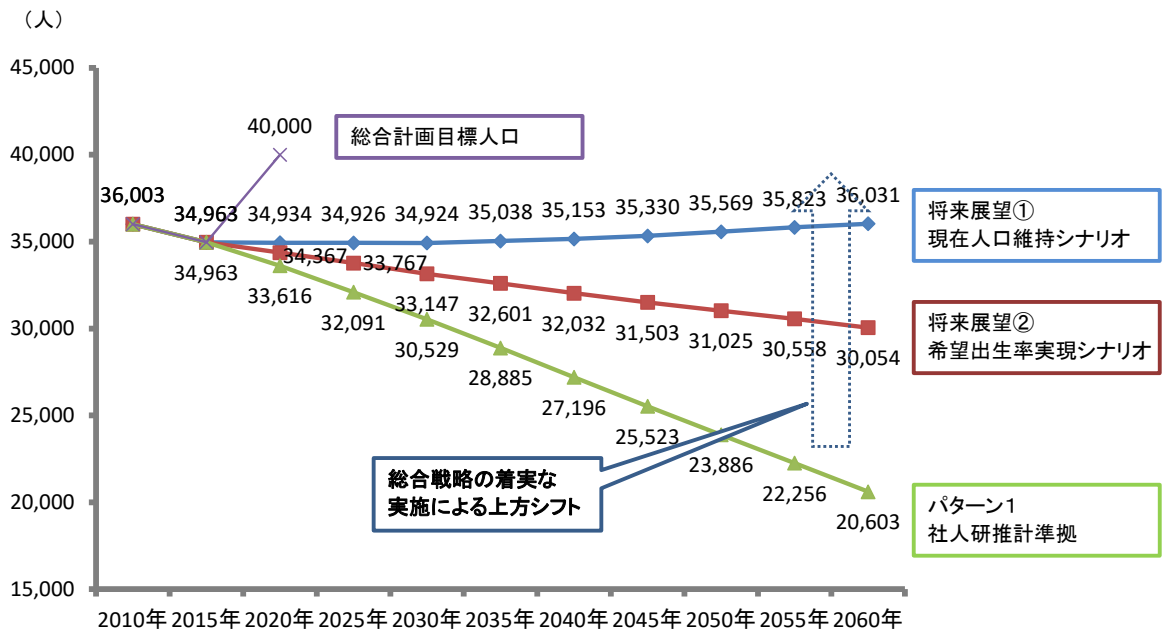
(出典：各年国勢調査)

(3) 将来人口

本町では令和2年3月に「荊田町人口ビジョン」を改訂しています。将来人口の展望として、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計に準拠した場合、今後大幅な人口減少が見込まれます。これに対し、合計特殊出生率の向上による人口減少の抑制シナリオ（将来展望②）、将来展望②に加えて転入増加の実現による現在人口の維持シナリオ（将来展望①）による人口増加の展望と、さらには、「第4次荊田町総合計画」に示す目標人口を提示しています。

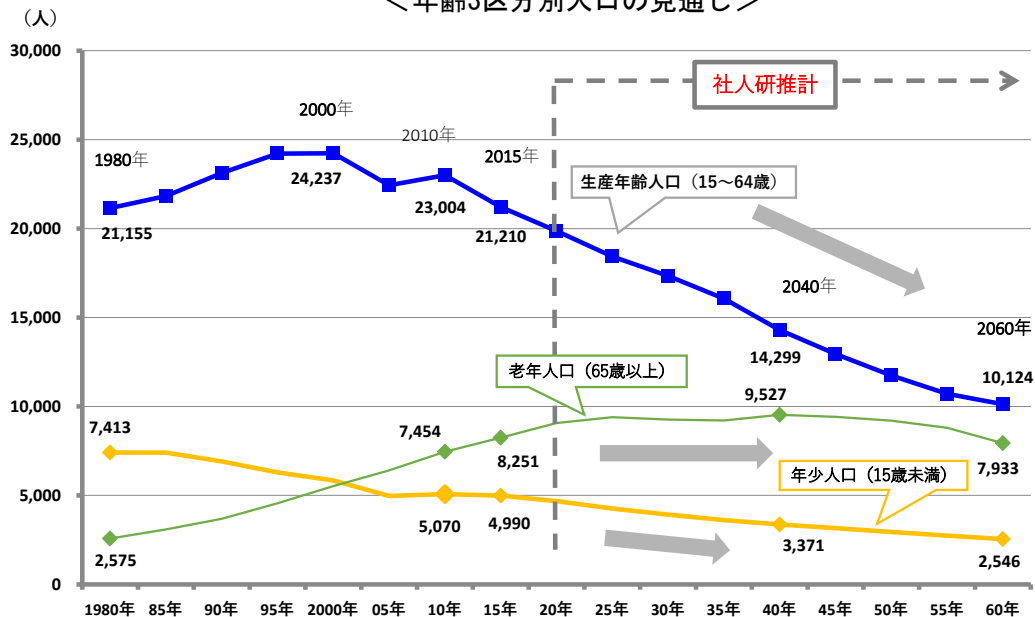
また、年齢3区分別の人口の見通しとしては、今後は生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（15歳未満）が減少し、老年人口（65歳以上）が増加することが予想されています。

＜人口の将来展望（荊田町人口ビジョン）＞



(出典：荊田町人口ビジョン)

＜年齢3区分別人口の見通し＞



(出典：荊田町人口ビジョン)

1-3 財政状況

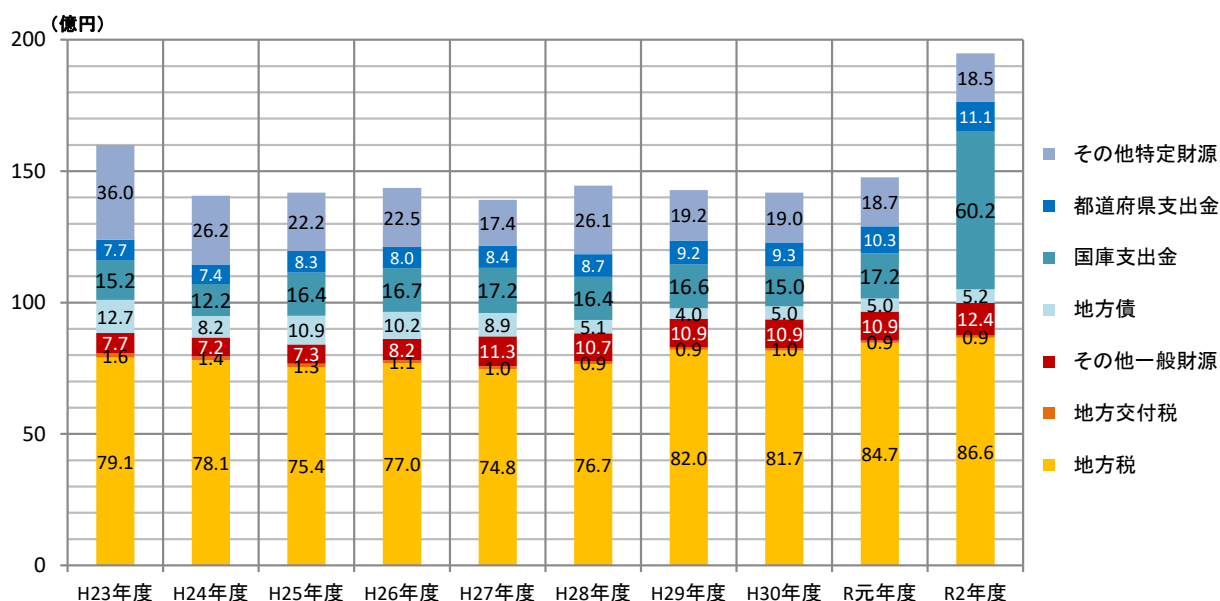
(1) 歳入決算（普通会計）の状況

歳入状況を見ると、令和2年度の歳入の合計額は約194.9億円となっており、このうち自主財源である地方税は約86.6億円で、おおむね例年と同様に推移しています。

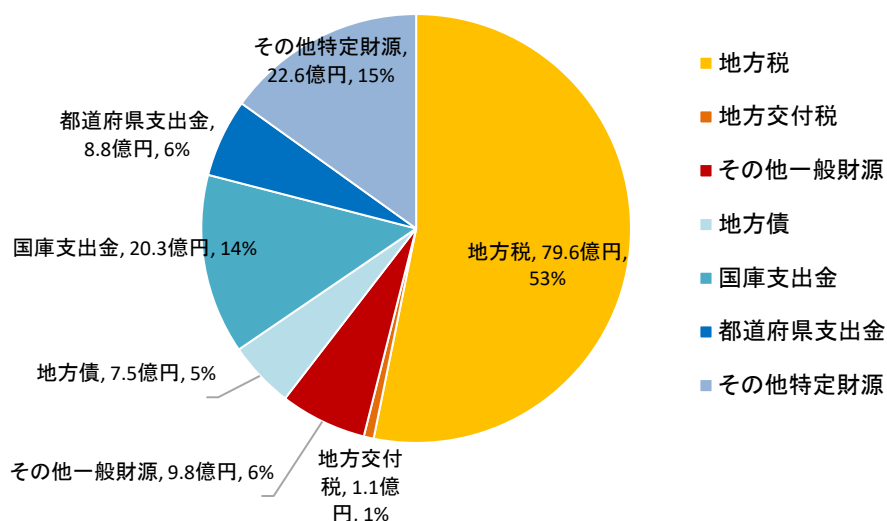
歳入の内訳について過去の平均を見ると、地方税が約半分を占め最も高く、次いで、その他特定財源、国庫支出金、地方債などの割合が高くなっています。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症への対応のため、国庫支出金が60.2億円と例年の4倍近くになっています。

＜歳入決算（普通会計）の推移＞



＜歳入決算（普通会計）の過去平均額（H23年度～R2年度）＞



(資料：菟田町財政状況資料集)

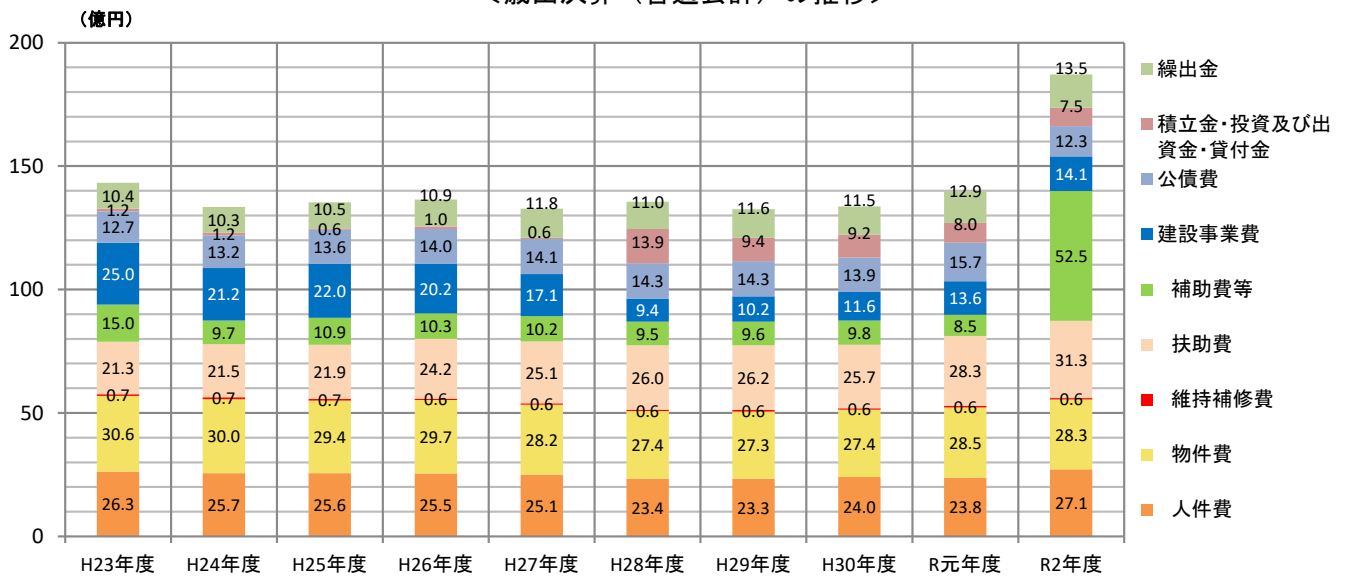
(2) 歳出決算（普通会計）の状況

歳出状況を見ると、令和2年度の歳出の合計額は約187.2億円であり、このうち公共施設等の整備などに充当される建設事業費は約14.1億円となっています。

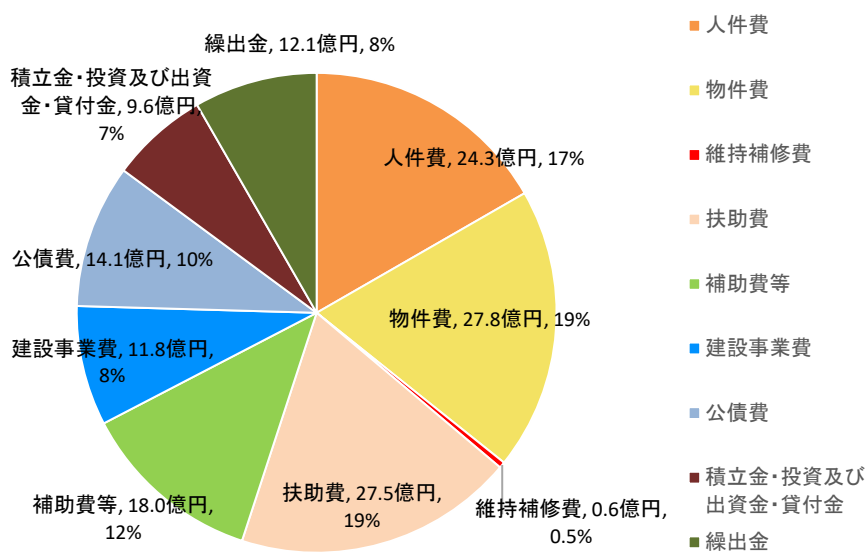
過去の推移で見ると、建設事業費は平成26年度までは20億円を超えていましたが、その後は急激に減少し、近年では10数億円程度となっています。その一方で、高齢化の進行などを背景とした扶助費は、年々増加する傾向にあります。歳出の内訳について過去の平均を見ると、人件費、物件費、扶助費がそれぞれ2割程度を占めています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策費として補助費が52.5億円と、例外的に増加しました。

＜歳出決算（普通会計）の推移＞



＜歳出決算（普通会計）の過去平均額（H23年度～R2年度）＞



(資料：菟田町財政状況資料集)

2 公共施設等の現状

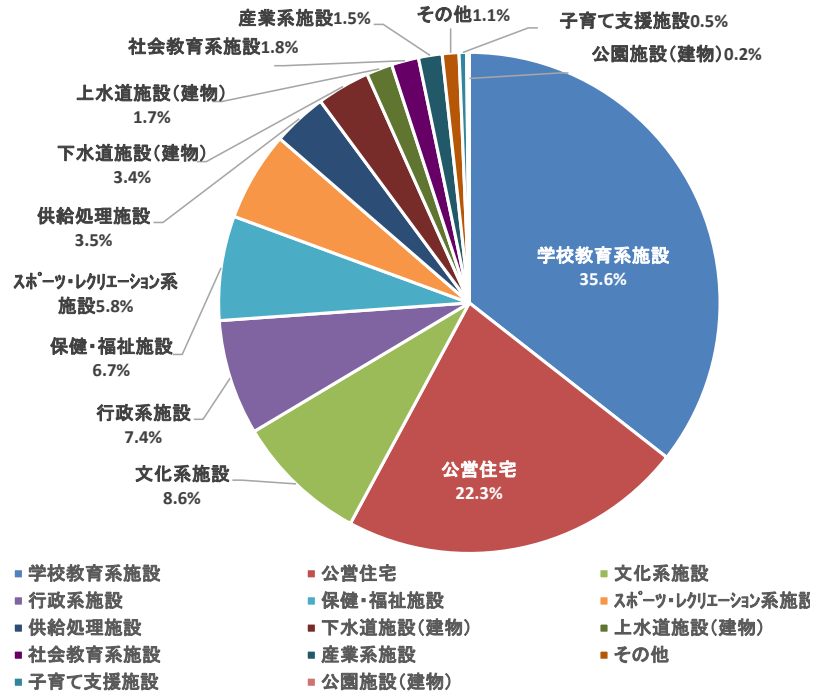
2-1 公共施設

(1) 公共施設の内訳

学校教育系施設が約 35.4%、公営住宅が 22.3%で、この 2 つの類型で全体の面積の半分以上を占めます。このほか、文化系施設が 8.6%、行政系施設が 7.4%、保健・福祉施設が 6.7%などとなっています。

<公共施設の内訳>

施設類型	延床面積(㎡)
学校教育系施設	47,157.3
公営住宅	29,552.7
文化系施設	11,342.8
行政系施設	9,873.5
保健・福祉施設	8,931.2
スポーツ・レクリエーション系施設	7,639.1
供給処理施設	4,656.6
下水道施設(建物)	4,548.0
上水道施設(建物)	2,219.0
社会教育系施設	2,323.7
産業系施設	2,022.6
その他	1,425.9
子育て支援施設	642.0
公園施設(建物)	228.2
計	132,562.6



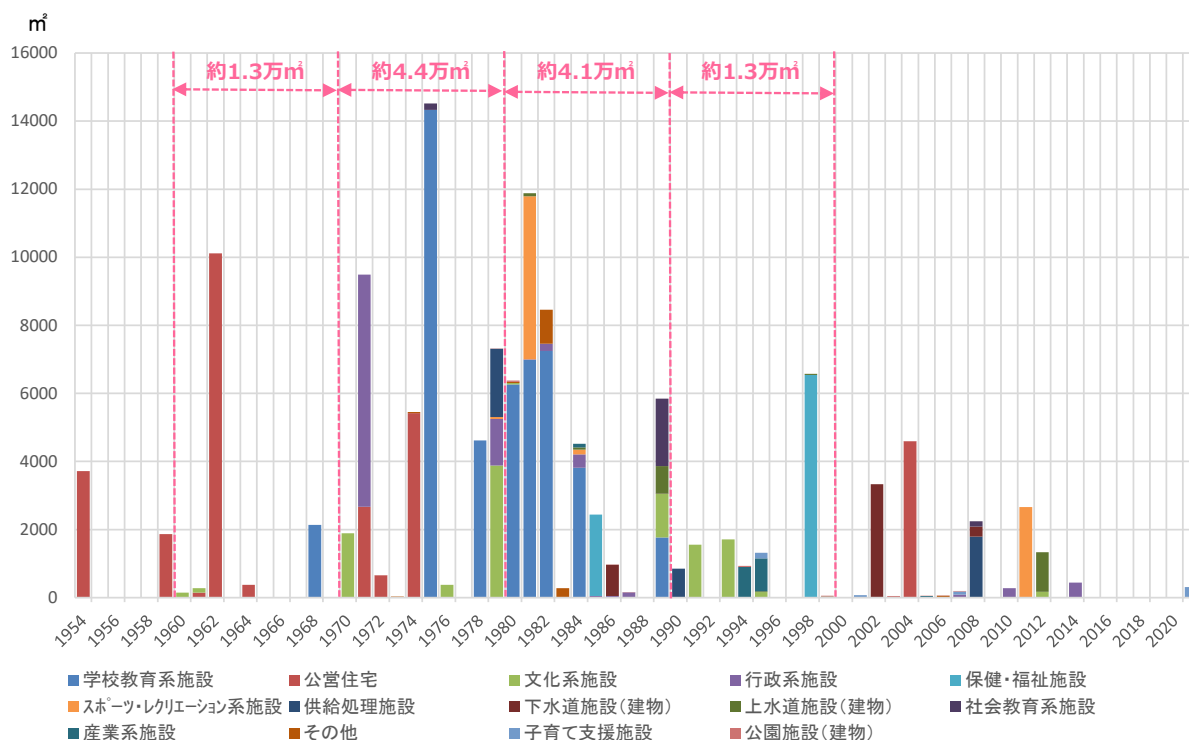
施設の分類	施設数	具体的な施設(例)
学校教育系施設	9	小学校、中学校、学校給食センター
公営住宅	9	若久、長畑、城南、笹尾、片島、木ノ元、岡崎、葛川、稲光上区の各団地
文化系施設	13	集会所、公民館、小波瀬コミュニティセンター、三原文化会館
行政系施設	16	役場本庁舎、消防庁舎、消防団格納庫 等
保健・福祉施設	2	総合福祉会館、総合保健福祉センター(パンジープラザ) 等
スポーツ・レクリエーション系施設	4	総合体育館、町民温水プール 等
供給処理施設	3	荻田町清掃事務所第二工場、荻田町リサイクルセンター
下水道施設(建物)	4	荻田町浄化センター、ポンプ場等
上水道施設(建物)	8	浄水場、ポンプ場等
社会教育系施設	3	図書館、歴史資料館、空の家
産業系施設	6	ライスセンター、農機具倉庫等
その他	6	火葬場、納骨堂、自転車駐車場等
子育て支援施設	4	放課後児童クラブ(別棟単独分)、児童館
公園施設(建物)	16	トイレ、管理棟 等
施設数 合計	103	

(2) 公共施設の建築年別面積

これまでに整備されてきた公共施設の延べ床面積を経年で見ると、1960年代には約1.3万㎡、1970年代には約4.4万㎡、1980年代には約4.1万㎡、1990年代には約1.3万㎡となっています。

特に、1960年代から1970年代の前期にかけては公営住宅が、1970年代の後期から1980年代にかけては学校教育系施設が多く建設されてきています。

＜公共施設の建築年別面積＞



＜公共施設の保有量の推移＞

	計画策定時 (2016)	令和3年度 (2021)
延床面積	133,627.5 m ²	132,562.6 m ²
計画策定時比	—	99.2%

(3) 主な公共施設の配置状況

主な公共施設の配置状況を見ると、JR日豊本線から東側の市街地に多くの公共施設が立地しており、特に役場本庁舎の周辺には、消防庁舎、図書館、三原文化会館、歴史資料館、中央公民館、総合体育館、町民温水プールなどの施設が集積しています。

<主な公共施設の配置状況>



(4) 公共施設の人口一人当たり面積

公共施設の一人当たりの延べ床面積は 3.54 m²/人（令和 3 年時点）であり、苅田町の人口と同規模の人口約 3 万～5 万人の全国自治体平均である 4.77 m²/人（平成 24 年総務省調査）と比べて、1 m²程度低い値となっています。また、県内の人口約 3 万～5 万人規模の自治体（7 市町）の平均である 4.92 m²/人と比較しても、低い値となっています。主な施設類型ごとに見ると、学校教育系施設、社会教育系施設は他市町の平均と比べて低い水準となっており、保健・福祉施設、スポーツ・レクリエーション系施設、文化系施設については平均よりも高い水準となっています。

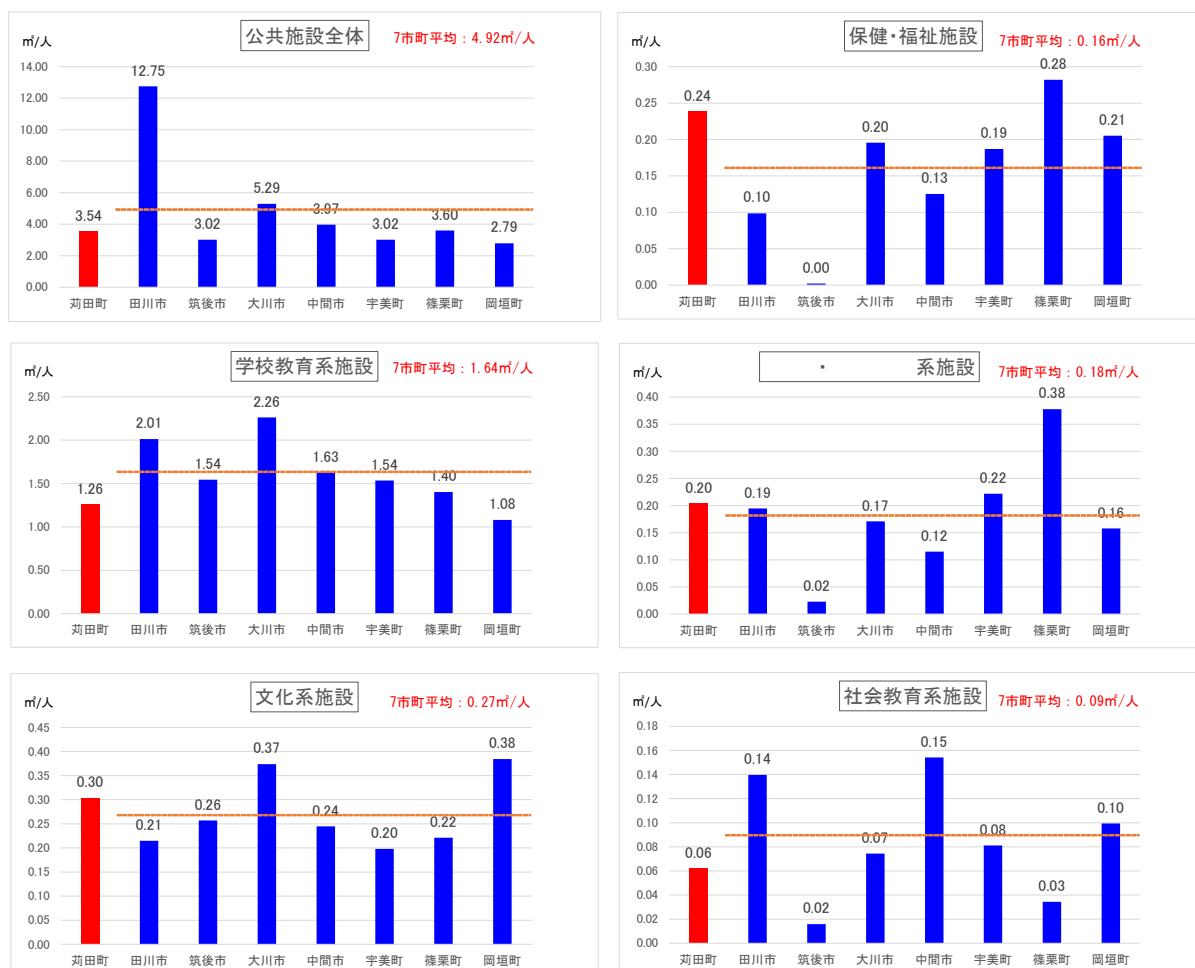
＜人口一人当たり公共施設の延べ床面積＞

人口 3-5 万人の全国自治体平均 (H24)	人口 3-5 万人の 7 市町平均 (H24)	苅田町 (R3)
4.77 m ² /人	4.92 m ² /人	3.54 m ² /人

※苅田町は 132,561 m²を令和 3 年 1 月時点の住民基本台帳人口（37,451 人）で割ったもの。

※苅田町以外は公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果（平成 24 年：総務省）より。

＜人口一人当たり公共施設の延べ床面積（県内同規模自治体との比較）＞



	苅田町	田川市	筑後市	大川市	中間市	宇美町	篠栗町	岡垣町
人口(人)	37,451	46,781	49,532	33,375	40,992	37,345	31,536	31,650
行政区域面積(km ²)	49.6	54.6	41.8	33.6	16.0	30.2	38.9	48.6

※公共施設の延べ床面積は各市町の公共施設等総合管理計画等の資料による。人口は令和 3 年 1 月の数値を使用。

2-2 インフラ施設

(1) 道路

本町が管理する道路は令和3年3月末現在、町道が約214km、自転車歩行者道が約2.6kmとなっています。また、生活や産業を支える上で十分な機能を持った道路基盤を着実に整備していくため、都市計画道路のネットワークが定められており、本町では26路線、約58kmが計画決定されています。このうち、令和3年3月末時点で約31kmの整備が完了しており、整備進捗率は約53.7%となっています。

<町道の内訳>

種別	実延長(m)	道路面積(m ²)
1級町道	17,649	207,049
2級町道	26,020	196,466
その他町道	170,309	1,170,422
町道計	213,978	1,573,937
自転車歩行者道	2,618	14,641

<本町の都市計画道路>

等級	種別	番号	道路名称	幅員	延長(m)	起点	終点	備考
		番号						
1	3	46-1	北九州豊津線	9m×2	7,270	大字雨窪字居屋敷	大字上片島字左平	※自動車専用道
3	1	46-1	苧田臨海工業線	40	5,790	大字苧田字松浦	大字与原字白石	
3	4	46-2	国道10号線	20	6,720	若久町2丁目	大字二崎字一の坪	
3	4	46-3	苧田南原線	16	2,970	神田町3丁目	富久町2丁目	
3	4	46-4	曾根行橋線	16	6,580	大字雨窪字居屋敷	大字下片島字兼付免	
3	3	46-5	長畑松山線	27	1,040	大字苧田字リジ丸	松原町6・1	
3	3	46-6	苧田西停車場線	22	160	大字苧田字高丸	大字堤字上屋敷	
3	3	46-7	苧田東停車場線	22	190	神田町1丁目	神田町1丁目	
3	3	46-8	苧田港循環線	22	5,640	京町1丁目	大字南原字若名光	
3	4	46-9	南原殿川線	20	1,560	大字南原字浮殿	大字南原字長倉	
3	4	46-10	尾倉与原線	16	1,670	大字尾倉字出口	新浜町	
3	4	46-11	小波瀬停車場線	20	1,210	大字新津字松の下	大字二崎字二先山	
3	3	46-12	二崎与原線	25	1,930	大字二崎字一の坪	大字与原字白石	
3	5	46-13	向山池ノ山線	12	1,360	大字尾倉字向山	大字新津字池ノ山	
3	5	46-14	耳取大熊山線	12	980	大字尾倉字耳取	大字新津字大熊山	
3	5	46-15	松ノ木池ノ山線	12	290	大字新津字松の木	大山新津字池ノ山	
3	4	46-16	小波瀬臨海工業線	20	1,200	大字与原字白石	大字与原字白石	
3	4	46-17	与原白石線	16	2,700	新浜町	大字与原字橋新地	
3	4	46-18	白石海岸線	16	1,520	大字与原字橋新地	大字与原字白石	
3	5	46-19	与原工業線	12	1,200	大字与原字文久	大字与原字文久	
3	5	46-20	塩塚新浜町線	12	590	大字与原字塩塚	新浜町	
3	2	46-21	国道10号バイパス	30	1,040	大字二崎字五の坪 230の1	大字二崎字廣瀬 63番地2の地先	
3	1	46-22	若久苧田線	45	600	若久町3丁目	大字苧田字松浦	
3	2	46-23	国道201号バイパス線	30	3,280	大字上片島字ビハデ	大字与原字瀬越輪鳴	
3	4	46-24	猪熊行橋線	17	220	大字下片島字榎	大字下片島字土手の内	
8	7	46-5	苧田駅東西線	5	150	神田町1丁目	大字苧田字高丸	
計			26路線		57,860			

(資料：苧田町都市計画図)

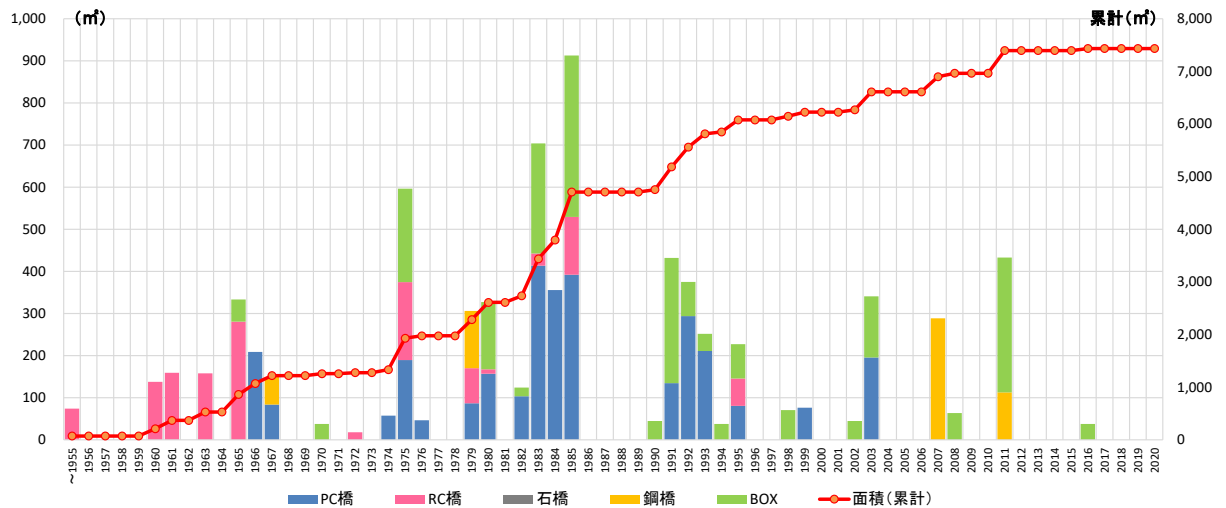
(2) 橋梁

本町が管理する橋梁は、令和3年3月末現在、112橋あり、このうち、15m以上の橋長のものが20橋、2m以上15m未満のものが92橋となっています。

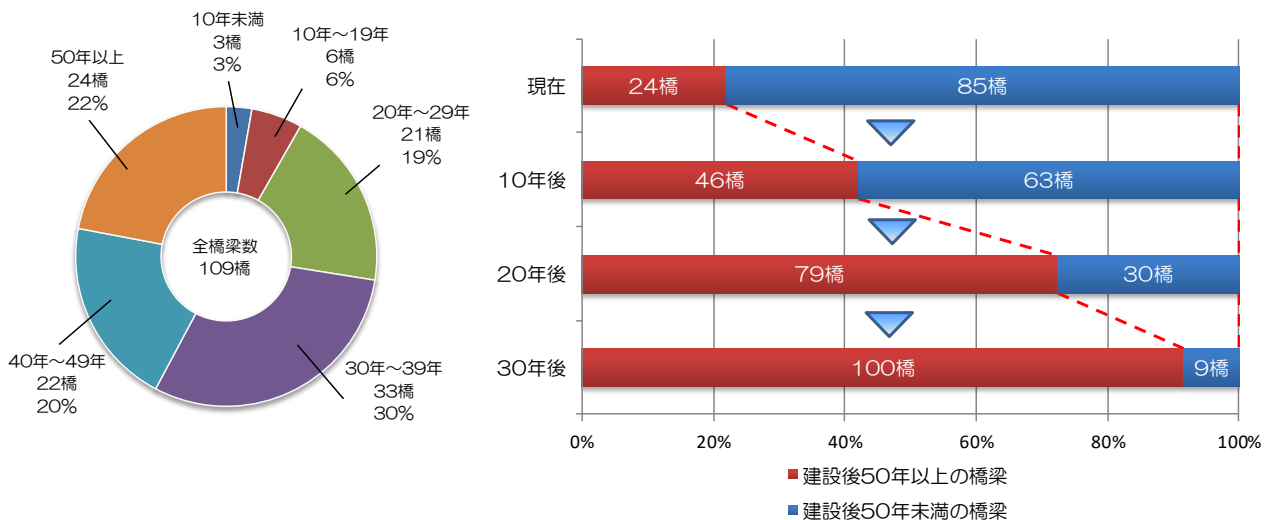
橋梁の整備時期を見ると、特に1970年代から1980年代にかけての建設が多くなっています。これらの橋梁のうち、建設後50年以上を経過するものは今後大きく増加する見込みとなっており、大規模な補修または架け替えが必要になることが想定されます。

平成26年3月に「苅田町橋梁長寿命化修繕計画」を策定、平成31年2月に「苅田町橋梁個別施設計画」を策定し、計画的かつ予防保全的な維持管理・修繕による、橋梁の維持管理コストの縮減と財政負担の平準化を目指した取組みを進めています。また、大型カルバート等は「個別施設計画」で管理しています。

＜橋梁の建設面積の推移＞



＜橋梁個別施設計画＞

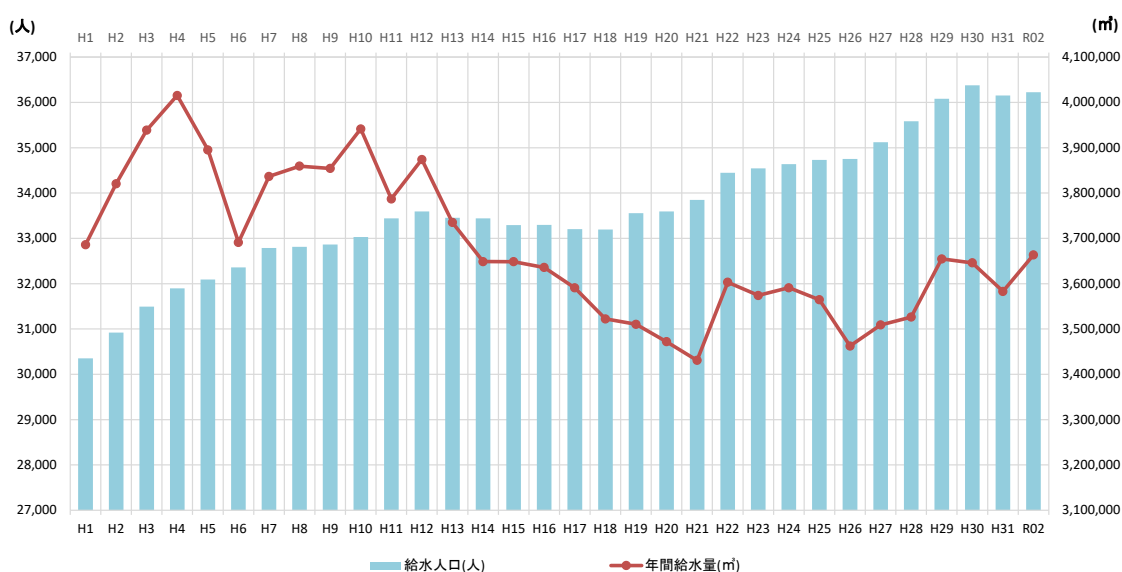


(3) 上水道

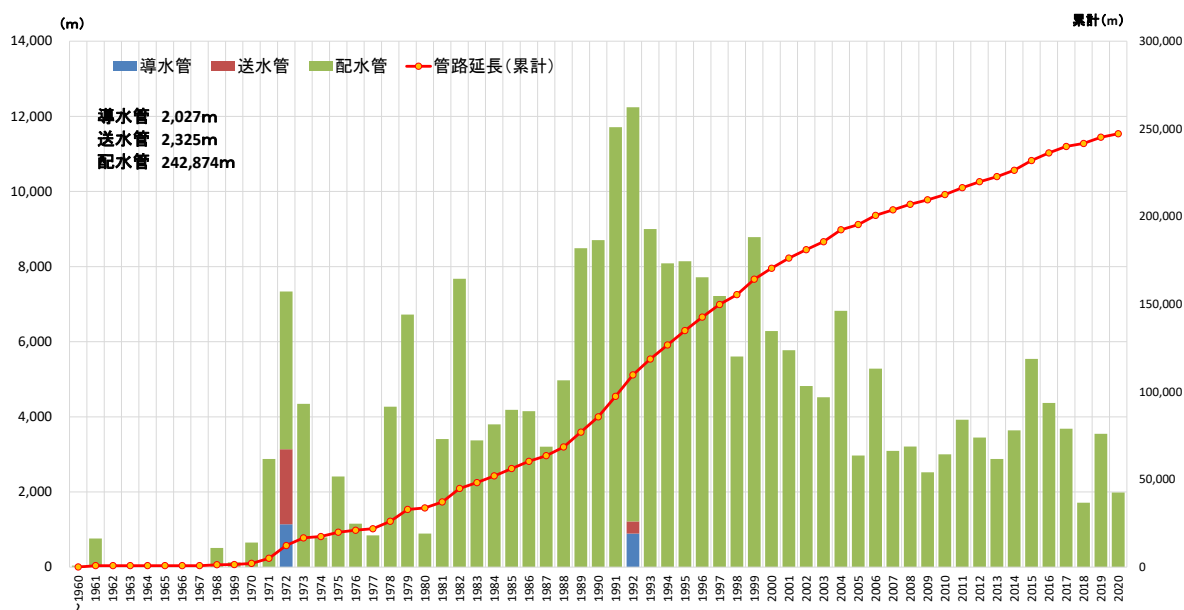
本町の水道事業は昭和 26 年に創設され、現在は計画給水人口を 4 万人として事業を行っており、令和 3 年時点での給水人口は 36,226 人となっています。年間給水量は増減を繰り返しながら推移しており、この 20 年程度も増減は見られるものの、おおむね横ばい傾向となっています。

水源としては油木ダム、山口ダム、井ノ口池の 3 か所の貯水池があり、浄水場施設としては、二崎、南原の 2 か所の浄水場があります。また、水道管については、令和 3 年 3 月末現在、導水管、送水管、配水管は合わせて約 247km が整備されています。水道管の整備された時期は、特に 1980 年代から 1990 年代にかけて集中しており、今後、中長期的に補修や更新などの必要性が高まることが想定されます。

＜給水人口、年間給水量の推移＞



＜水道管の整備延長の推移＞

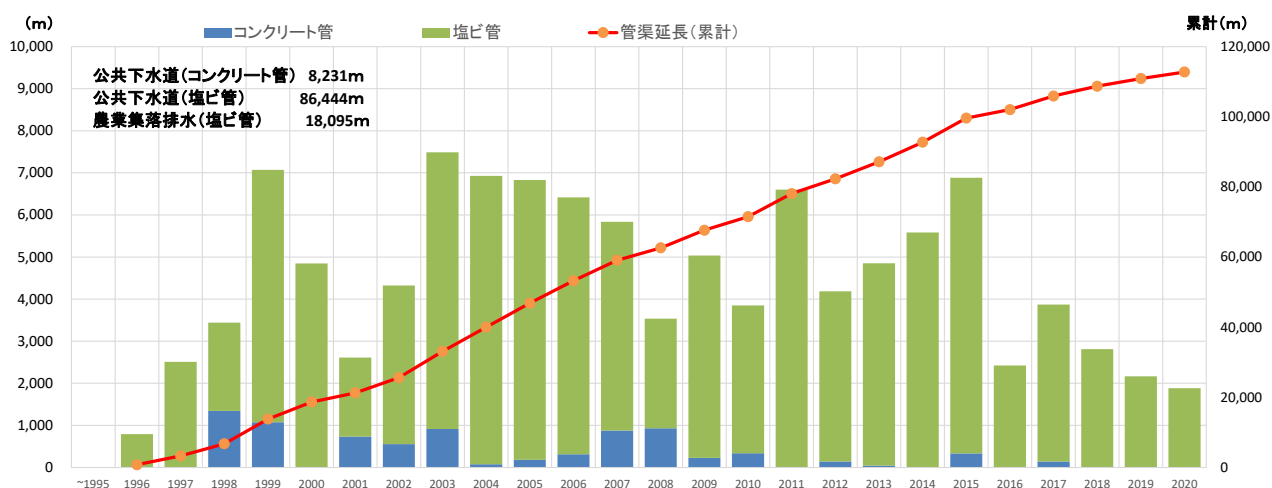


(4) 下水道

本町では、令和3年3月末現在、公共下水道事業の計画区域として1,084ヘクタールを設定しており、処理区域が約392.8ヘクタール（区域内人口19,541人、整備済み率36.2%）で、人口普及率は52.2%となっています。また、農業集落排水事業区域として2地区、約62ヘクタール（区域内人口1,171人、整備済み率100%）が供用開始されており、人口普及率は100%となっています。

下水道管きよの整備は1996年から進んできており、路線総延長は119km近くに達しています。

＜下水道管（公共下水・農業集落排水）の整備延長の推移＞



(5) 公園

本町の公園は、都市計画公園として19公園(43.9ha)を定めており、令和3年3月末現在で13公園(約15.9ha)が供用済みとなっています。また都市公園として19公園(3.81ha)が供用済みとなっています。町全体として、都市計画公園・都市公園及びその他の公園を含めて約100か所の公園があります。

園内の遊具や休養施設等については老朽化が進行しているものも多いことから、平成26年度に「公園施設長寿命化計画」を策定し、施設の長寿命化対策を計画的に進めています。

<本町の都市計画公園>

種別	名 称		位 置	面積 (ha)	備考
	番 号	公 園 名			
総合公園	5・5・3001	二 先 山 公 園	大字与原字瀬越輪他	18.80	未整備
近隣公園	3・4・3021	向 山 公 園	若久町3丁目	5.80	
近隣公園	3・4・3022	大 熊 公 園	大字新津字大熊山他	4.80	
近隣公園	3・4・3023	井 ノ 口 公 園	大字光国字井ノ口	5.00	未整備
近隣公園	3・3・3024	取 石 公 園	大字雨窪神ノ山	1.60	未整備
近隣公園	3・3・3025	臨 海 公 園	長浜町	3.00	※福岡県
近隣公園	3・3・3026	与 原 公 園	大字与原字塩塚	2.00	整備中
街区公園	2・2・3101	玉 川 公 園	神田町1丁目	0.19	
街区公園	2・2・3102	若 久 公 園	若久町1丁目	0.23	
街区公園	2・2・3103	神 田 公 園	神田町3丁目	0.35	
街区公園	2・2・3104	新 開 公 園	京町2丁目	0.56	
街区公園	2・2・3105	大 日 公 園	富久町1丁目	0.12	
街区公園	2・2・3106	大 塚 公 園	富久町1丁目	0.11	
街区公園	2・2・3107	集 公 園	富久町2丁目	0.10	
街区公園	2・2・3108	近 衛 公 園	富久町2丁目	0.10	
街区公園	2・2・3109	雨 窪 公 園	若久町2丁目	0.45	
街区公園	2・2・3110	松 山 公 園	若久町3丁目	0.42	未整備
街区公園	2・2・3111	周 防 公 園	若久町3丁目	0.13	未整備
街区公園	2・2・3112	松 原 公 園	松原町	0.14	
計				43.90	

(資料：苅田町都市計画図)

<本町の都市公園>

種別	名 称		位 置	面積 (ha)	備考
	番 号	公 園 名			
緑地公園	-	殿 川 公 園	苅田町富久町1丁目	0.66	
街区公園	-	松 山 A 公 園	苅田町若久町3丁目	0.08	
街区公園	-	松 山 B 公 園	苅田町若久町3丁目	0.20	
街区公園	-	幸 町 北 公 園	苅田町幸町	0.13	
街区公園	-	港 A 公 園	苅田町港町	0.11	
街区公園	-	富 久 公 園	苅田町富久町1丁目	0.15	
街区公園	-	小畑記念公園	苅田町大字集字貴船の前	0.15	
街区公園	-	二 又 B 公 園	苅田町大字集字古野	0.11	
街区公園	-	児童 1 号公園	苅田町尾倉1丁目	0.20	
街区公園	-	児童 2 号公園	苅田町尾倉3丁目	0.20	
街区公園	-	児童 3 号公園	苅田町小波瀬1丁目	0.20	
街区公園	-	児童 4 号公園	苅田町桜ヶ丘	0.20	
街区公園	-	児童 5 号公園	苅田町与原2丁目	0.20	
街区公園	-	児童 6 号公園	苅田町新津3丁目	0.20	
街区公園	-	輪 鳴 公 園	苅田町大字与原字瀬越輪鳴	0.16	
街区公園	-	楠ノ木坂公園	苅田町大字新津字道ヶ迫	0.20	
街区公園	-	今 古 賀 公 園	苅田町大字新津字今古賀	0.40	
街区公園	-	緑ヶ丘 A 公園	苅田町大字新津字石走り	0.12	
街区公園	-	与 原 1 号公園	苅田町大字与原字下笠屋	0.14	
計				3.81	

(資料：苅田町都市公園条例施行規則)

2-3 公共施設等の有形固定資産減価償却率

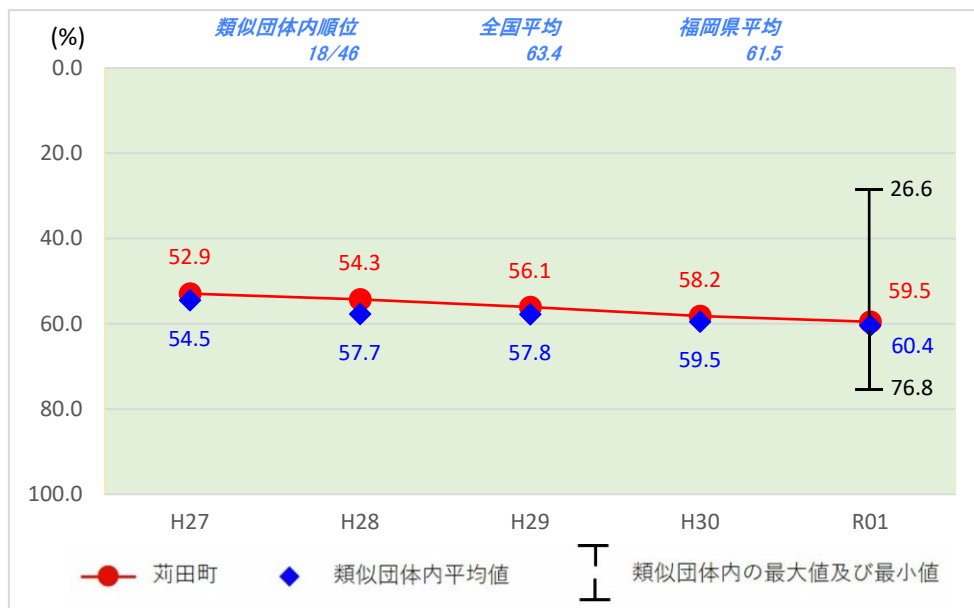
(資料：苜田町 令和元年度財政状況資料 公会計指標分析／財政指標組合せ分析表)

公共施設等の有形固定資産減価償却率は次の計算式で表しています。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \text{減価償却累計額} / \text{取得価額 (再調達価額)}$$

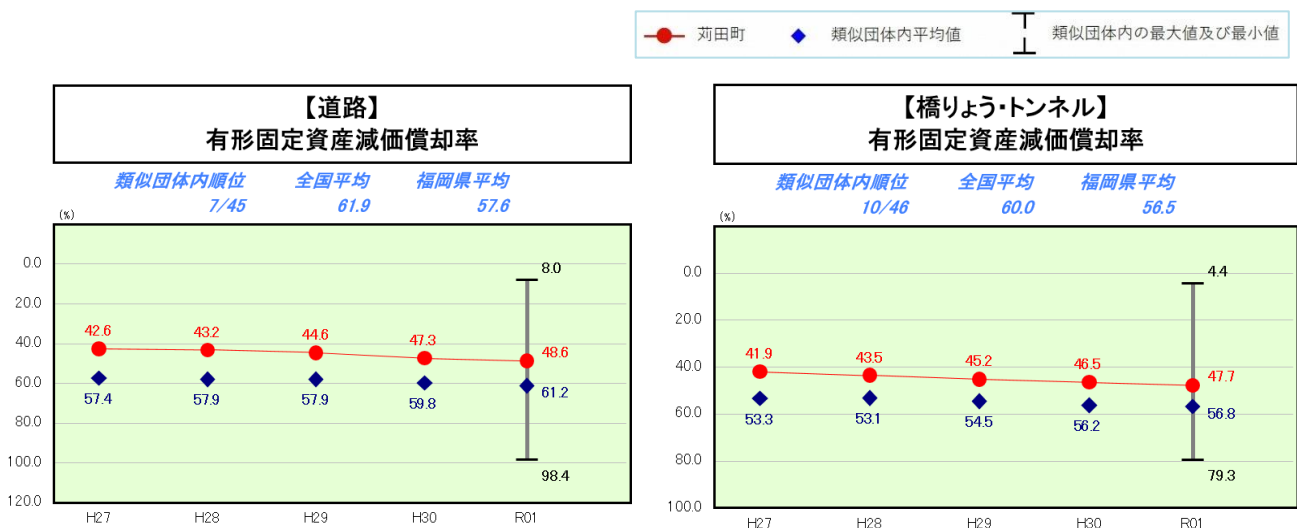
(1) 公共施設等の有形固定資産減価償却率

<有形固定資産減価償却率の推移>

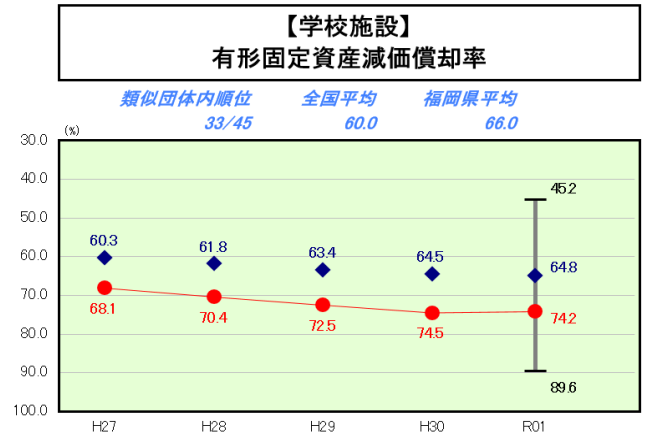
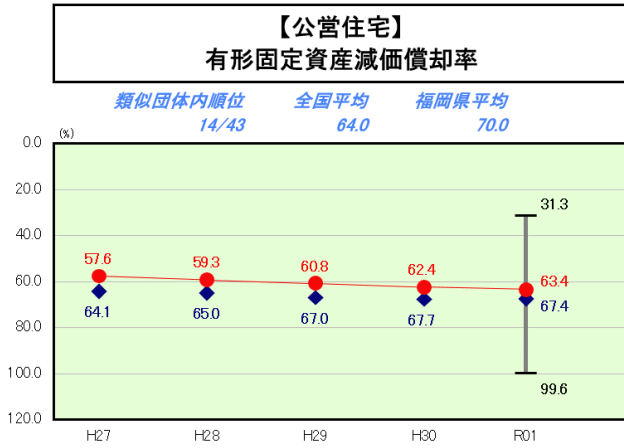


令和元年度時点での有形固定資産減価償却率は59.5%になっており類似団体に比べて0.9%低くなっています。しかし、有形固定資産減価償却率は4年間で6.6%上昇しており、公共施設等の老朽化が進んでいる状態です。

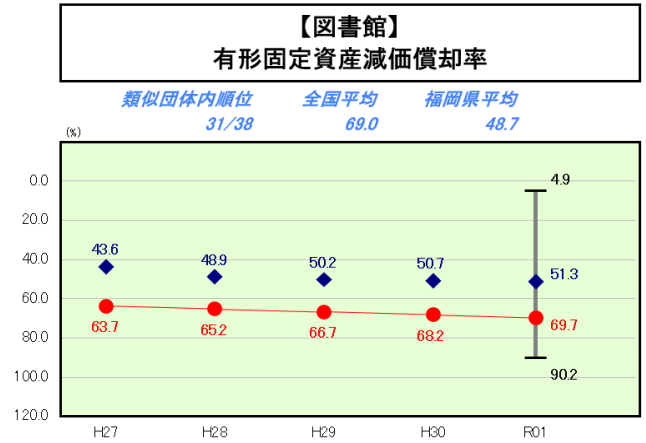
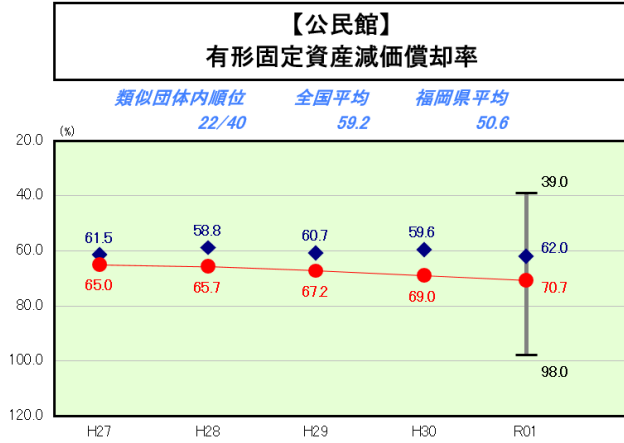
(2) 施設類型別の有形固定資産減価償却率



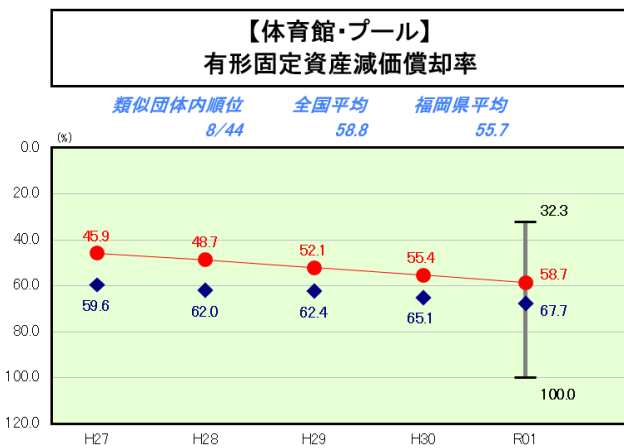
【町立小中学校、学校給食センター】



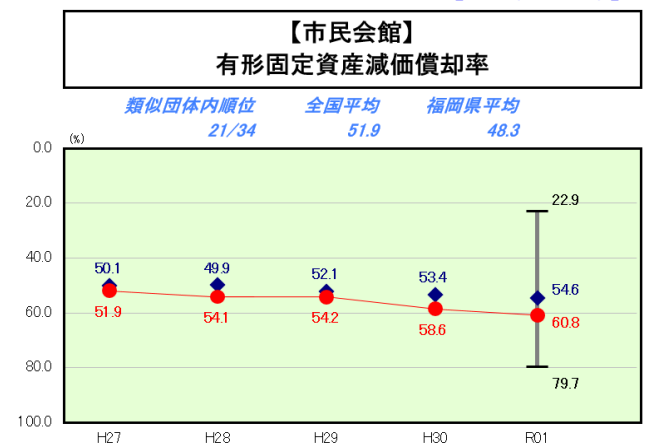
【公民館(中央、北、小波瀬、西部)、三原文化会館等】



【総合体育館、町民温水プール等】

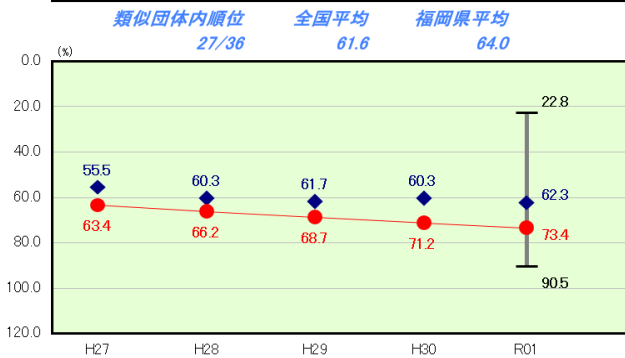


【総合福祉会館】



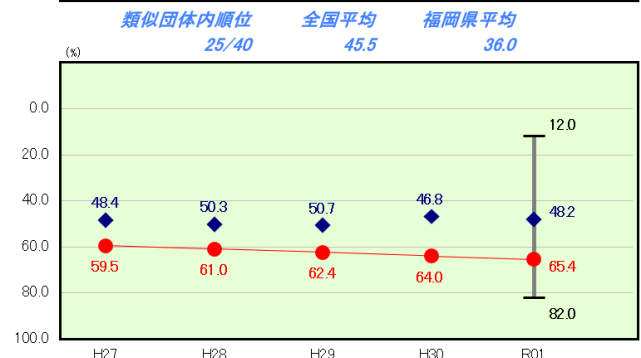
【苅田町清掃事務所第二工場、苅田町リサイクルセンター等】

【一般廃棄物処理施設】
有形固定資産減価償却率



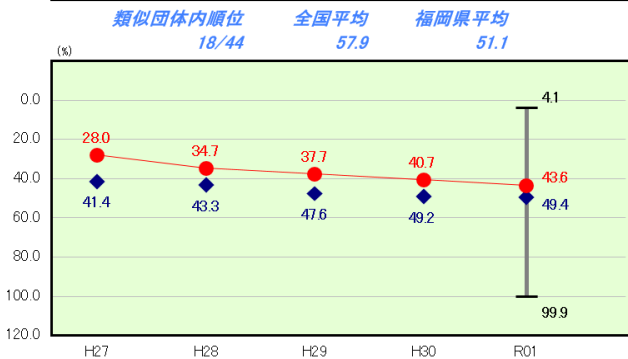
【総合保健福祉センター(パンジープラザ)】

【保健センター・保健所】
有形固定資産減価償却率

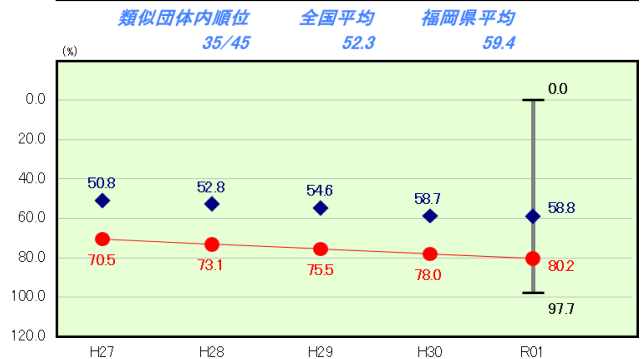


【役場本庁舎、土地区画整理事務所】

【消防施設】
有形固定資産減価償却率



【庁舎】
有形固定資産減価償却率



施設類型別で見ると、「道路」「橋りょう・トンネル」等のインフラ施設、平成 23 年度に建てられた町民温水プールを含む「体育館・プール」及び平成 26 年度に建てられた消防本部事務所棟を含む「消防施設」は類似団体と比較して減価償却率が低くなっています。

しかし、その他の類型ではいずれも類似団体と比較して減価償却率が高くなっています。「学校施設」や「公民館」は建設後 50 年を経過しているものがあり、「一般廃棄物処理施設」や「庁舎」も建設後 40 年を経過しているものを多く含むことが原因と考えられます。

また、平成 10 年度に建てられたパンジープラザを含む「保健センター・保健所」では、建物自体は比較的新しいため減価償却はそれほど進んでいませんが、耐用年数の短い機械設備などで減価償却が進んでいることが影響し、施設全体として減価償却率が高くなっています。

これからは、個別施設計画等に基づき、公共施設等の老朽化への対応と将来的な財政負担の軽減に向けた取り組みをバランスよく進めていく必要があります。

2-4 過去に行った対策

本計画の策定後（平成 29 年度）から令和 3 年度までの間に取り組んだ公共施設等の改修、修繕等の主な対策は以下のとおりです。

本町の人口ビジョンにおける人口将来展望を基に住民生活に直結する対策や、年少人口を維持するため学校教育系施設等の充実を図る対策を実施しました。

(1) 改修工事

公民館や町営住宅の改修工事、各小中学校の空調設備設置等や改修工事、苧田町リサイクルセンターの設備整備等を実施しました。

・普通会計

施設名	改修内容	実施時期
馬場小学校	外壁改修	平成 29 年度
苧田町リサイクルセンター	破除袋機整備	平成 29 年度
白川小学校	体育館屋根改修	平成 30 年度
町立小中学校	空調設備設置	平成 30～31 年度
城南団地 17 棟	外壁改修	平成 31 年度
苧田小学校	屋外消火配管改修、フェンス設置	平成 31 年度
南原小学校	フェンス設置	平成 31 年度
中央公民館	屋上防水・外壁改修	平成 31 年度～令和 2 年度
白川小学校	外壁改修	令和 2 年度
与原小学校	消火配管改修	令和 2 年度
新津中学校	消火配管改修	令和 2 年度
北公民館	ホール空調改修	令和 2 年度
苧田町リサイクルセンター	受入コンベアエプロン交換・駆動用モーター交換	令和 2 年度
町立小中学校	特別教室等空調設備設置	令和 3 年度

(2) 施設の廃止

町民温水プールの供用開始に伴い、廃止した旧町民プールの解体工事を行いました。

・用途廃止施設の解体撤去

施設名	内容	実施時期
旧町民プール	解体工事	平成 29 年度

3 公共施設に関する町民意識調査

3-1 町民意識調査の実施概要

建設から年数が経過し、老朽化が進行している町内の公共施設について、今後の維持管理や更新等のあり方を検討するための基礎調査として、町民 2,000 人を対象にアンケートを実施しました。

調査対象	18 歳以上の町民（住民基本台帳から無作為抽出）
対象者数	2,000 人
調査時期	平成 28 年 7 月
調査方法	調査票による本人記入方式（調査票は郵送による配布・回収）
調査内容	<u>I 公共施設の利用状況など</u> 1 この 2～3 年間における公共施設の利用頻度 2 施設の利用目的 3 施設を利用していない理由 <u>II これからの公共施設のあり方など</u> 1 公共施設の維持にかかる費用負担を減らす方策 2 利用価値や満足度の高い公共施設のあり方 <u>III 回答者の基本属性</u> (性別、年齢、居住年数、職業、居住地域、世帯属性、通勤・通学先、苜田町に住む理由) <u>IV 今後の公共施設のあり方への意見（自由記入）</u>
回収結果	○調査対象者数 2,000 人 ○到達数 1,969 通 ○回収数 705 通 ○回収率 35.8%

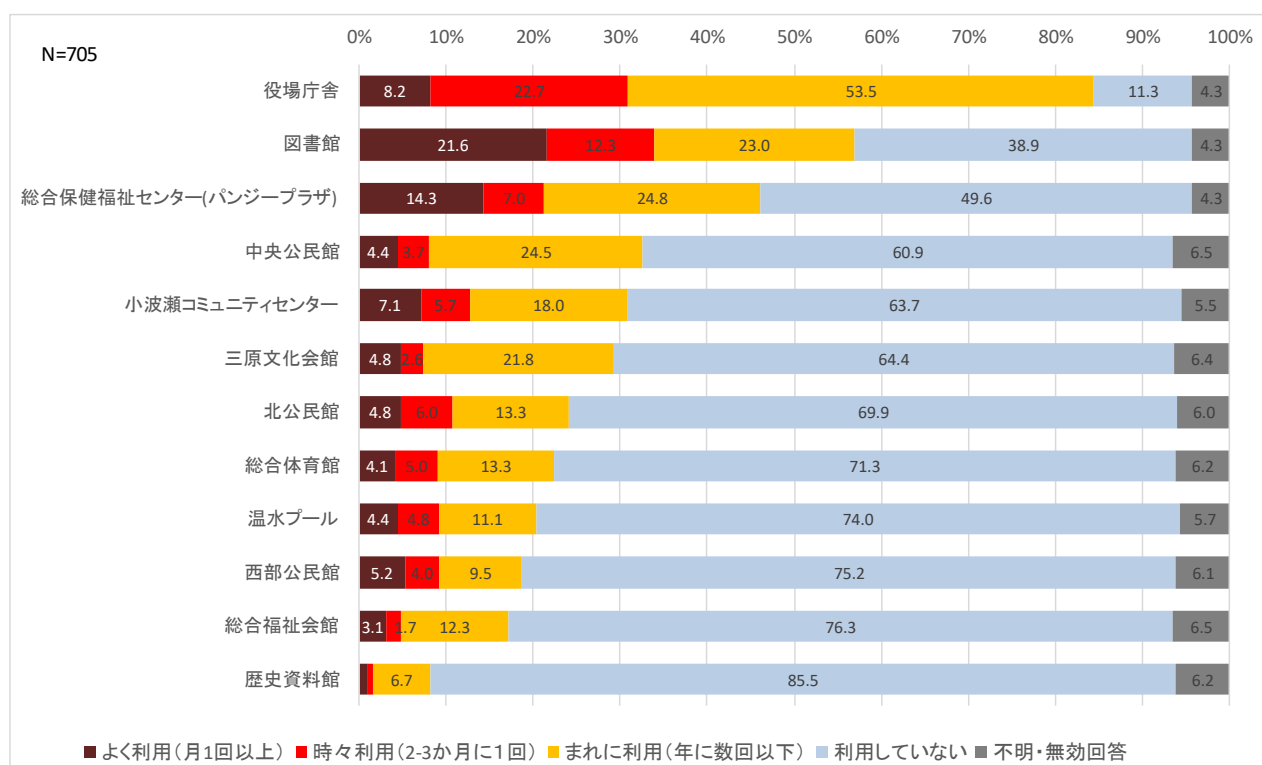
3-2 結果概要

(1) 町内の公共施設の利用状況

役場庁舎については「時々利用」が約2割、「まれに利用」が約半数を占め、「よく利用」との回答を合わせると最も高い割合を占めています。また、図書館は「よく利用」と「時々利用」を合わせた割合が各施設の中で最も高くなっています。このほか、総合保健福祉センター（パンジープラザ）では、「よく利用」と「時々利用」を合わせた割合は約2割となっています。

このほか、中央公民館、小波瀬コミュニティセンター、三原文化会館、北公民館、総合体育館、町民温水プール、西部公民館の各施設では「よく利用」と「時々利用」を合わせた割合が1割前後となっています。

＜公共施設の利用状況（過去2～3年間）＞



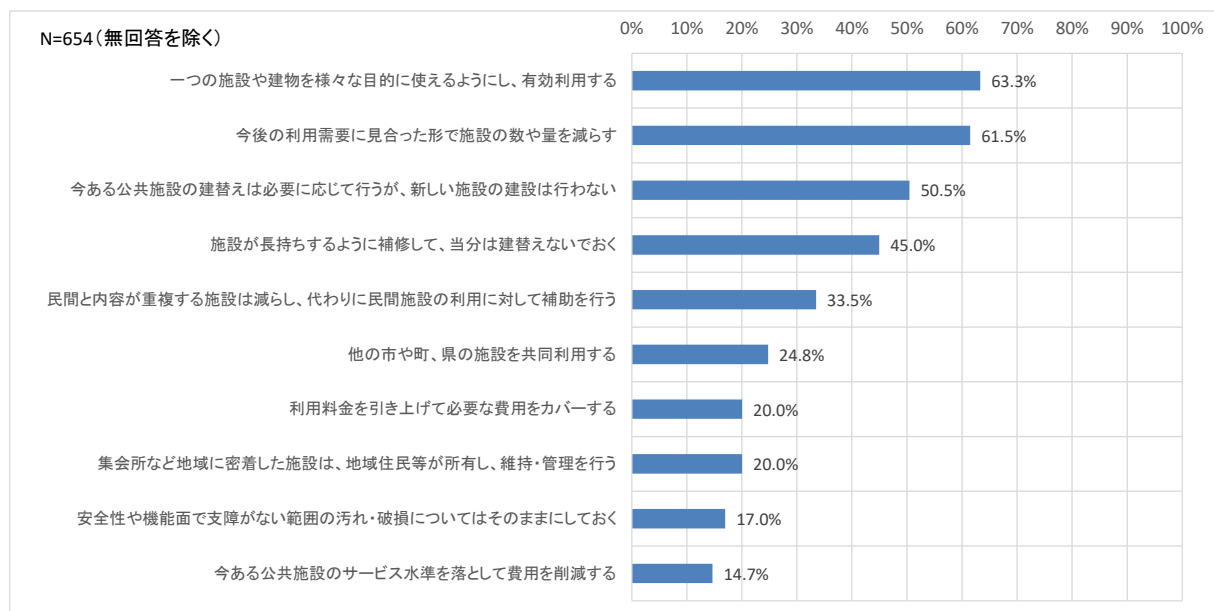
(2) 公共施設の維持にかかる費用負担を減らす方策として賛成できる方策

「一つの施設や建物を様々な目的に使えるようにし、有効利用する」、「今後の利用需要に見合った形で施設の数や量を減らす」の2項目については、約6割の方が賛成と回答しています。これ以外の上位の項目として、「今ある公共施設の建替えは必要に応じて行うが、新しい施設の建設は行わない」が約5割、「施設が長持ちするように補修して、当分は建て替えないでおく」が約4割となっています。

一方で、「今ある公共施設のサービス水準を落として費用を削減する」、「安全性や機能面で支障がない範囲の汚れ・破損についてはそのままにしておく」、「利用料金を引き上げて必要な費用をカバーする」といった、利用者にとってのサービス水準を下げる方策や、コスト負担増を求める方策に関しての賛成は1割台から2割程度にとどまっています。

以上の点を踏まえると、施設のサービス水準は維持しつつ、利用需要等に応じて残していく施設を適切に取捨選択し、有効活用を図りながら維持していくことが求められているといえます。

<公共施設の維持にかかる費用負担を減らす方策として賛成できる方策>

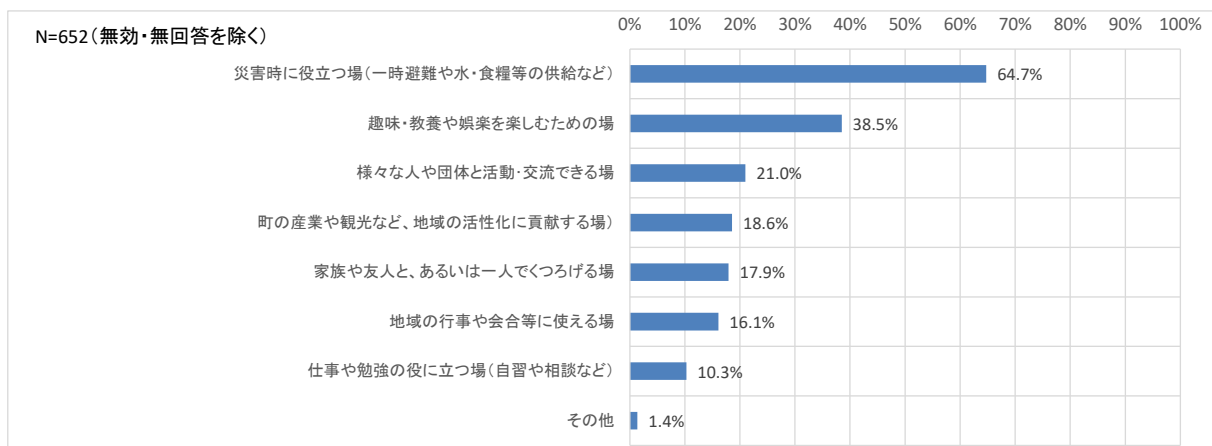


(3) これからの公共施設に求めるもの

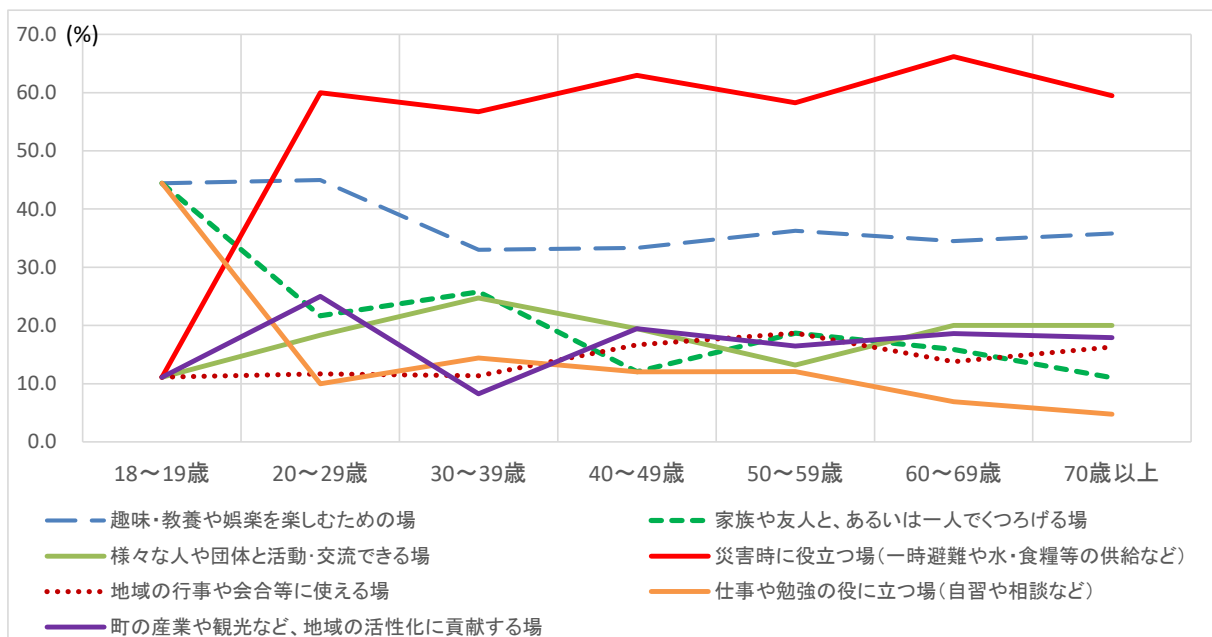
「災害時に役立つ場(一時避難や水・食糧等の供給など)」との回答が特に多く選択されており、7割近くを占めています。これ以外には、「趣味・教養や娯楽を楽しむための場」が4割近く、「様々な人や団体と活動・交流できる場」が2割などとなっています。

年齢層別に見ると、20歳代以上では「災害時に役立つ場(一時避難や水・食糧等の供給など)」との回答が6割から7割を占めています。一方で、「趣味・教養や娯楽を楽しむための場」、「家族や友人と、あるいは一人でくつろげる場」との回答は10歳代から30歳代にかけての若年層での割合が比較的高くなっています。

<これからの公共施設に求めるもの>



<これからの公共施設に求めるもの(年齢層別)>

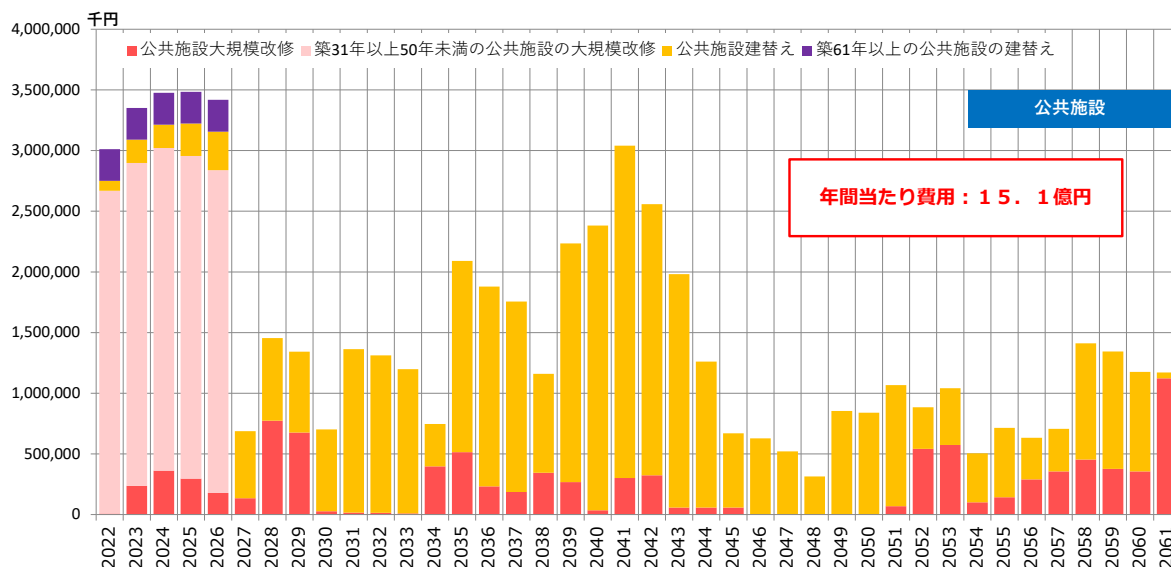


4 中長期的な施設更新等の費用の見込み

4-1 公共施設の将来更新等費用

本町が現在保有する公共施設について、将来においても同規模で維持し続けるとして、中長期的に必要な改修や更新等の費用を試算すると、今後40年間の費用総額として約604億円、年間当たりの費用で見ると約15.1億円の費用が見込まれます。

＜公共施設の更新等に要する将来費用＞



(「総務省公共施設等更新費用試算ソフト」による試算結果)

【試算条件】

更新等の実施周期	・更新(建替え)の周期を60年とし、中間(30年)に大規模改修を1回行う条件での試算。更新は3か年、大規模改修は2か年に分けて費用を計上。
更新等の費用	・公共施設等更新費用試算ソフトでの更新・改修単価を使用。(※次ページ参照) ・算出された費用は国庫補助や起債等を考慮しない工事費総額。解体費は含まない。
更新等の対象	・耐用年数経過後に現在と同じ延べ床面積等で更新すると仮定。 ・大規模改修を実施済みの施設については、大規模改修費用は見込まず、更新費用のみを計上。
その他設定条件	・既に更新時期(60年)や改修時期(30年)を過ぎた分については、更新・改修費用を当初5年間に均等に割り付けている。

【公共施設の更新等単価の設定】

施設類型（大分類）	大規模改修	更新（建替え）
行政系施設	25万円/m ²	40万円/m ²
文化系施設	25万円/m ²	40万円/m ²
社会教育系施設	25万円/m ²	40万円/m ²
保健・福祉施設	20万円/m ²	36万円/m ²
学校教育系施設	17万円/m ²	33万円/m ²
公営住宅	17万円/m ²	28万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	20万円/m ²	36万円/m ²
子育て支援施設	17万円/m ²	33万円/m ²
公園施設	17万円/m ²	33万円/m ²
その他	20万円/m ²	36万円/m ²

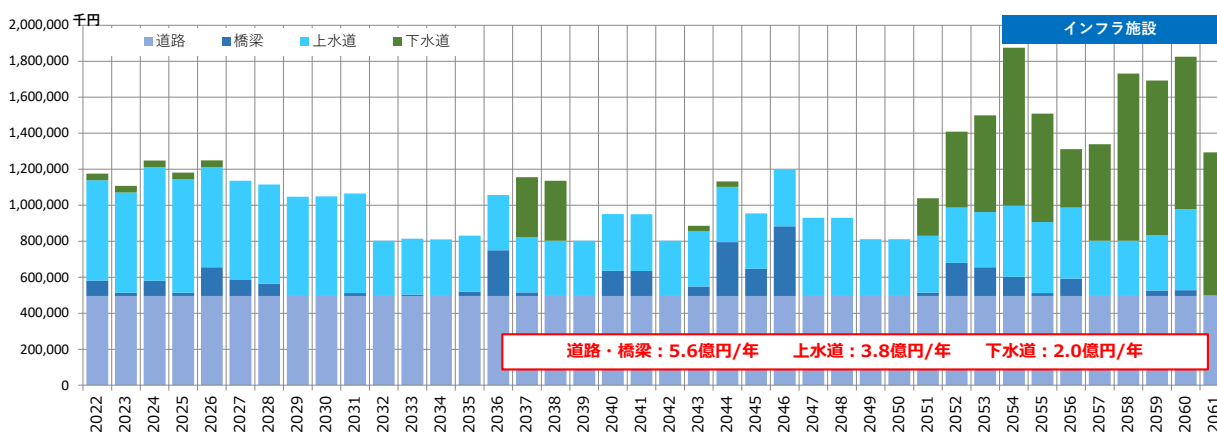
（「総務省公共施設等更新費用試算ソフト」での設定単価）

施設の分類	施設数	具体的な施設(例)
学校教育系施設	9	小学校、中学校、学校給食センター
公営住宅	9	若久、長畑、城南、笹尾、片島、木ノ元、岡崎、葛川、稲光上区の各団地
文化系施設	13	集会所、公民館、小波瀬コミュニティセンター、三原文化会館
行政系施設	16	役場本庁舎、消防庁舎、消防団格納庫 等
保健・福祉施設	2	総合福祉会館、総合保健福祉センター(パンジープラザ) 等
スポーツ・レクリエーション系施設	4	総合体育館、町民温水プール 等
供給処理施設	3	荏田町清掃事務所第二工場、荏田町リサイクルセンター
下水道施設(建物)	4	荏田町浄化センター、ポンプ場等
上水道施設(建物)	8	浄水場、ポンプ場等
社会教育系施設	3	図書館、歴史資料館、空の家
産業系施設	6	ライスセンター、農機具倉庫等
その他	6	火葬場、納骨堂、自転車駐車場等
子育て支援施設	4	放課後児童クラブ(別棟単独分)、児童館
公園施設(建物)	16	トイレ、管理棟 等
施設数 合計	103	

4-2 インフラ施設の将来更新等費用

本町が現在保有するインフラ施設について、将来においても同規模で維持し続けるとして、中長期的に必要な改修や更新等の費用を試算すると、今後 40 年間の費用総額として約 456 億円、年間当たりの費用で見ると約 11.4 億円となり、その内訳は道路・橋梁で約 5.6 億円、上水道で約 3.8 億円、下水道で約 2.0 億円の費用が見込まれます。

＜インフラ施設の更新等に要する将来費用＞



(「総務省公共施設等更新費用試算ソフト」による試算結果)

【試算条件】

更新等の実施周期	<ul style="list-style-type: none"> 道路（舗装）は 15 年で更新、橋梁は 60 年で更新、上水道（管路）は 40 年で更新、下水道（管路）は 50 年で更新。 上下水道の建屋施設については公共施設と同条件での更新、改修を見込む。
更新等の費用	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等更新費用試算ソフトでの更新・改修単価を使用。（※次ページ参照） 算出された費用は国庫補助や起債等を考慮しない工事費総額。解体費は含まない。
その他設定条件	<ul style="list-style-type: none"> 既に更新時期を過ぎた分については、橋梁及び下水道は当初 5 年間、上水道は耐用年数超過分の事業量が多くなるため、当初 10 年間に更新費用を均等に割り付け。

【インフラ施設の更新単価の設定】

インフラ施設	内訳	更新年数	更新単価
道路	一般道路	15年	4,700円/㎡
	自転車歩行者道		2,700円/㎡
橋梁	PC橋	60年	425千円/㎡
	RC橋		425千円/㎡
	鋼橋		500千円/㎡
	石橋		425千円/㎡
	その他		425千円/㎡
上水道	導水管・300mm未満	40年	100千円/m
	〃 ・300～500mm未満		114千円/m
	〃 ・500～1000mm未満		161千円/m
	〃 ・1000～1500mm未満		345千円/m
	〃 ・1500～2000mm未満		742千円/m
	〃 ・2000mm以上		923千円/m
	送水管・300mm未満		100千円/m
	〃 ・300～500mm未満		114千円/m
	〃 ・500～1000mm未満		161千円/m
	〃 ・1000～1500mm未満		345千円/m
	〃 ・1500～2000mm未満		742千円/m
	〃 ・2000mm以上		923千円/m
	配水管・150mm以下		97千円/m
	〃 ・200mm以下		100千円/m
	〃 ・250mm以下		103千円/m
	〃 ・300mm以下		106千円/m
	〃 ・350mm以下		111千円/m
	〃 ・400mm以下		116千円/m
	〃 ・450mm以下		121千円/m
	〃 ・500mm以下		128千円/m
	〃 ・550mm以下		128千円/m
	〃 ・600mm以下		142千円/m
	〃 ・700mm以下		158千円/m
	〃 ・800mm以下		178千円/m
	〃 ・900mm以下		199千円/m
	〃 ・1000mm以下		224千円/m
	〃 ・1100mm以下		250千円/m
	〃 ・1200mm以下		279千円/m
	〃 ・1350mm以下		628千円/m
	〃 ・1500mm以下		678千円/m
〃 ・1650mm以下	738千円/m		
〃 ・1800mm以下	810千円/m		
〃 ・2000mm以上	923千円/m		
下水道	コンクリート管	50年	124千円/m
	陶管		124千円/m
	塩ビ管		124千円/m
	更生管		134千円/m
	その他		124千円/m

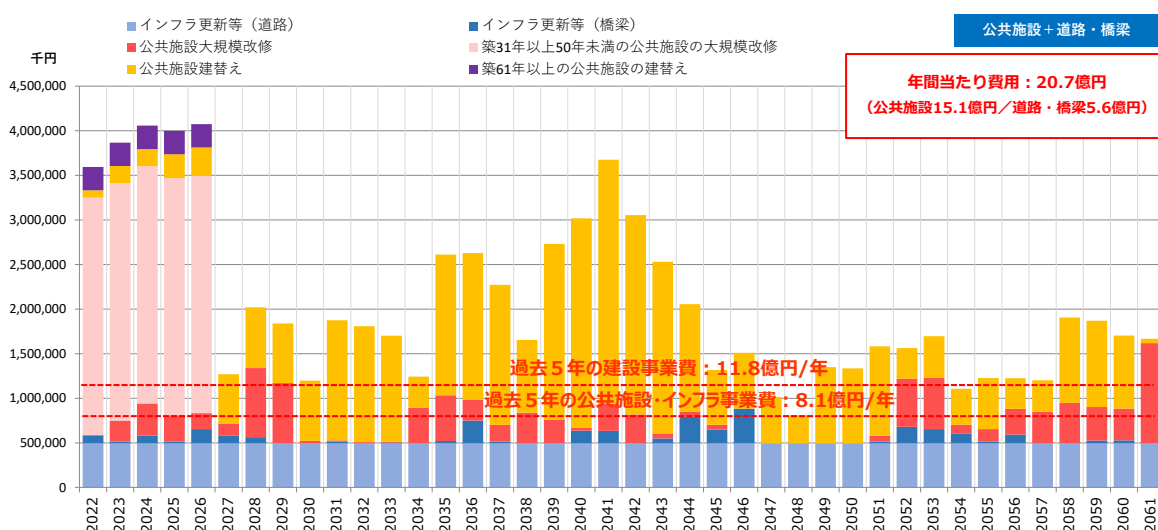
(「総務省公共施設等更新費用試算ソフト」での設定単価)

4-3 普通会計対象施設の更新等費用と建設事業費の水準

普通会計の対象となる公共施設と道路・橋梁について、将来においても同規模で維持し続けるとして、中長期的に必要となる改修や更新等の費用を試算すると、今後40年間の費用総額として約829億円、年間当たりの費用で見ると約20.7億円の費用が見込まれます。これに対し、公共施設等の改修や更新等に充てられる建設事業費の動向を見ると、平成28年度から令和2年度にかけての過去5年間では年間あたり11.8億円となっており、そのうち、区画整理事業費を除いた公共施設・インフラ関係費用は合わせて約8.1億円となっています。

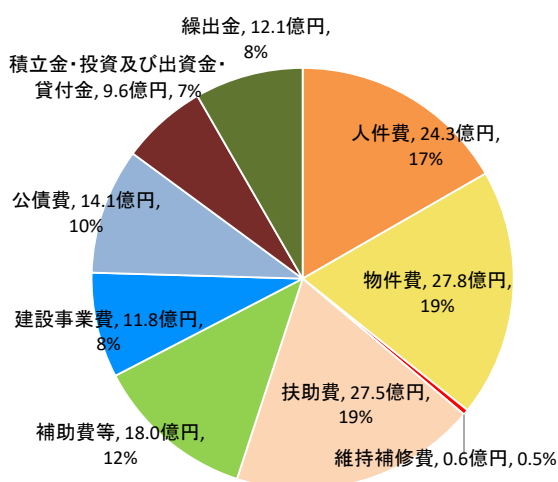
更新等費用が今後ピークを迎えるのは、学校施設等の建替え時期が集中する2040年代前半と見込まれます。

＜普通会計対象施設の改修・更新にかかる経費と建設事業費の水準＞



＜歳出決算（普通会計）の過去平均と建設事業費の内訳（H28年度～R2年度）＞

■歳出決算の過去平均（H28-R2）



■建設事業費の内訳

(単位:千円)

	公共施設費用等	インフラ関係費用等	区画整理事業費	合計
H28	118,909	499,146	323,677	941,732
H29	163,726	484,354	371,567	1,019,647
H30	354,546	534,672	269,315	1,158,533
R1	421,532	543,222	393,385	1,358,139
R2	543,666	386,939	479,346	1,409,951
5年平均	320,476	489,667	367,458	1,177,600

(資料：苅田町財政状況資料集等)

4-4 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

普通会計対象施設について、令和4年度を起点に長寿命化対策をした実施した場合の今後30年間の財源見込みは561億円程度となり、単純更新した場合に比べ364億円程度の効果が算出されています。

なお、公営企業会計では、長寿命化対策を実施した場合の費用は230億円程度となり、単純更新をした場合に比較して45億円程度上回っています。これは、普通会計対象のし尿処理施設を廃止し、公営企業会計施設として建設予定であることが主な理由です。

今後30年間の経費見込みを平均すると、普通会計、公営企業会計合計で年間26.4億円程度が見込まれます。

今後30年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

単位:千円

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策の 効果額(④-⑤)	現在要している経費 (過去5年平均)
普通会計	建築物(a)	11,078,188	21,751,512	10,756,015	43,585,715	64,906,654	-21,320,939	380,655
	インフラ施設(b)	8,944,963	3,181,127	353,070	12,479,160	27,578,664	-15,099,504	489,667
	計(a+b)	20,023,151	24,932,639	11,109,085	56,064,875	92,485,318	-36,420,443	870,321
公営企業会計 (建築物・インフラ施設合計)		5,254,953	17,732,203	22,987,156	22,987,156	18,530,687	4,456,469	523,725

今後10年間の経費見込みを平均すると、普通会計、公営企業会計合計で年間32.3億円程度が見込まれます。

今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

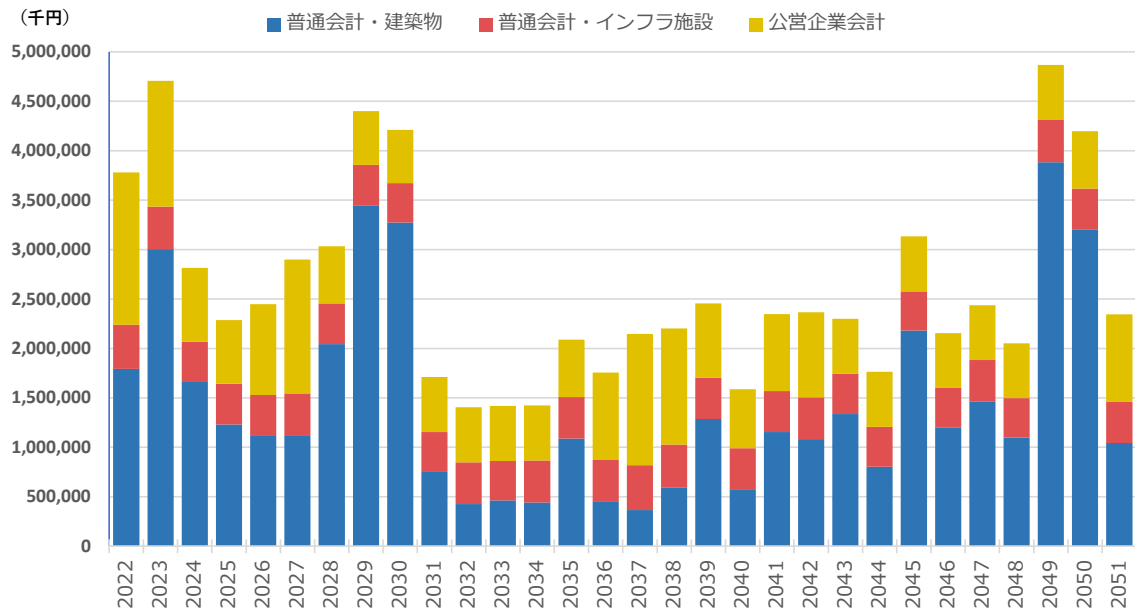
単位:千円

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源見込み	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策の 効果額(④-⑤)	現在要している経費 (過去5年平均)
普通会計	建築物(a)	4,033,376	9,785,791	5,626,092	19,445,259	補助金・交付金を活用した上で、 将来負担とバランスを取りつつ地 方債を充当する。残る経費に公 共施設整備基金と一般財源を充 当する。	27,005,653	-7,560,394	380,655
	インフラ施設(b)	2,984,561	1,063,820	117,290	4,165,671		9,038,219	-4,872,548	489,667
	計(a+b)	7,017,937	10,849,611	5,743,382	23,610,930		36,043,872	-12,432,942	870,321
公営企業会計 (建築物・インフラ施設合計)		1,751,651	6,945,514	8,697,165	8,697,165	補助金・交付金を活用した上で、 自己資金を活用しながらも一定 額の資金残高を確保できるように、 必要に応じて企業債の借入 れを行う。	7,627,727	1,069,438	523,725

【試算条件】

維持管理・修繕	・過去5年間の施設の維持のために支出した点検・調査、補修及び修繕（修繕等を行った後の効用が当初の効用を上回らないもの）などの費用。
改修・更新等	・各個別施設計画（長寿命化計画）の考え方に基づく改修、更新の費用。 例えば建築物では、築20年、築60年に中規模改修、築40年で長寿命化改修を行い、築80年で更新となる。
耐用年数経過時に 単純更新した場合	・公共施設等更新費用試算ソフトでの更新・改修単価で試算したもの（※4-1、4-2と同様の試算方法）に、維持管理・修繕費を加えたもの。

対象期間の30年間における年度ごとの経費見込みは、以下のとおりとなります。



5 現状・課題に関する基本認識

5-1 公共施設等の適正な維持管理への対応

これまでに整備が進んできた公共施設等は、建設から数十年が経過し、施設の老朽化が進行しています。こうした中、日常の保守点検や劣化・破損箇所への対応が適切に行われないと、施設の機能停止や事故につながるおそれがあるほか、劣化の進行により建物や構造物の使用寿命が縮まるなど、非効率な維持管理となってしまう可能性があります。また、耐震面での安全性確保やユニバーサルデザイン化など、社会的に求められる様々な課題にも対応していく必要があります。

こうした中、本町では学校施設をはじめとして耐震化等の改修を進めてきたほか、橋梁や公営住宅、公園などについては長寿命化計画を策定するなど、計画的な維持管理に向けた取組みを進めてきています。

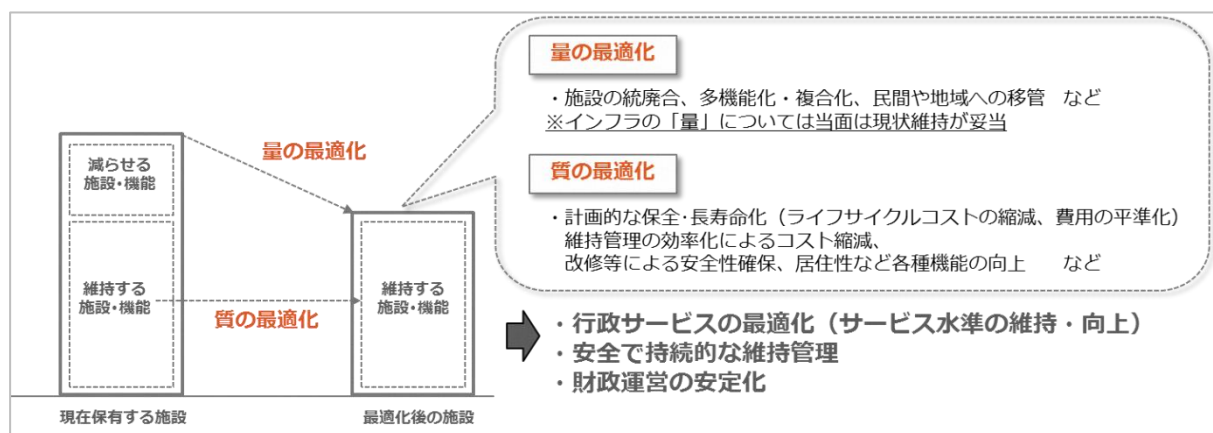
今後は、総合管理計画を契機として全庁的に課題認識を共有し、限られた予算の中で効率的・効果的に維持管理を行っていく必要があります。

5-2 持続可能な財政運営に向けた対応

公共施設の更新に要する費用は今後徐々に増大する見込みであり、2040年代前半に特に集中することが予想されます。また、公共施設だけでなく、道路や橋梁などのインフラ施設についても、耐用年数等に応じた更新が必要となってきます。こうした中、近年の歳出状況（建設事業費のうち公共施設・インフラ関係費用 年間当たり平均約 8.1 億円）と、将来における公共施設等の年間当たり更新等費用を比較すると、将来における更新等費用の水準の方が 12.6 億円程度上回っています。

また、高齢化の進行を背景とした扶助費の増加など、近年の財政状況を踏まえると、建設事業費は今後厳しい水準となっていくことも想定しておく必要があります。今後の持続可能な財政運営を見据えると、人口動向や財政状況等を踏まえつつ、更新や改修等の対象とすべき施設の取捨選択を行うなど、「量」と「質」の両面から公共施設等の最適化を進めていく必要があります。

なお、インフラ施設については、住民生活や経済活動を支える基盤施設であることから、容易に量を減らせるものではなく、基本的には総量を維持していく必要があります。



5-3 公共施設に対するニーズの変化への対応

本町の人口が大きく増加した昭和30年代から平成の初頭にかけては、一時的な行政サービス需要の増加に対して、主に供給量を増やす観点から施設整備を進めてきました。しかし、近年では人口は横ばいとなっており、このまま推移した場合、中長期的には人口減少も見込まれる状況となっています。また、高齢化が進み、既存施設が整備された当時とは人口構成も大きく異なる状況となっている中、公共施設に求められるニーズは大きく変化しつつあります。

これからは、公共施設そのものを維持していくという考え方にとらわれることなく、ニーズに応じて施設の機能を取捨選択し、最適化することで、施設管理の効率化とサービスの向上を図っていく必要があります。

5-4 住民等と連携した公共施設の管理と有効活用

公共施設の利用状況に関する町民意識調査の結果を見ると、必ずしも有効に利用されていない施設も多く見られます。利用されていない理由としては、利用する必要や用事がないとの回答が多く、公共施設において提供されているサービスが住民の利用ニーズとマッチしていない可能性もあります。

また、公共施設の多くは住民等に広く開かれた場であり、様々な人が集い、有効に利用されることで、新たなにぎわいの創出や、地域の魅力向上に寄与できる可能性があります。

今後は、施設の利用促進を図るとともに、地域活性化や住民サービスの向上を図る観点から、住民や事業者等とも連携しながら、公共施設の有効活用を進めていくことが必要です。

第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

「公共施設等総合管理計画」の策定に当たり、総務省から示されている指針の主旨や、現状及び将来の見通しを踏まえた課題認識に基づき、本計画の骨格となる基本方針として以下の3つの柱を設定します。

1 公共施設等の機能と総量の最適化

- 1-1 公共施設の機能の最適配置
- 1-2 公共施設の取捨選択と規模の最適化
- 1-3 他市町との広域連携
- 1-4 廃止後の財産等の利活用

2 公共施設等の適正な維持管理と更新

- 2-1 建物・構造物等の安全性能の確保
- 2-2 適切な維持管理の実施
- 2-3 施設の特性に応じた長寿命化対策
- 2-4 ユニバーサルデザインの推進
- 2-5 多様な利活用方法を想定した公共施設の更新

3 住民・事業者等との連携

- 3-1 住民・事業者等との連携による公共施設の管理運営
- 3-2 公共施設の利用促進と有効活用

1 公共施設等の機能と総量の最適化

1-1 公共施設の機能の最適配置

これまでの公共施設の多くは、サービスの対象となる利用者層や、行政上の目的等に応じて個別に整備が進められてきました。その結果として、公共施設の持つ「機能」やそこで提供される「サービス」に着目して見たときに、例えば、会議室や集会等を行うための場については、複数の施設間で重複するものが見られます。

これからは、利用者別、目的別に施設を所有するといった施設重視の考え方ではなく、様々な利用者層やサービスに柔軟に対応できる機能重視の考え方にに基づきながら、最適な機能配置を目指し、魅力あるサービス提供に努めます。

1-2 公共施設の取捨選択と規模の最適化

公共施設に対するニーズは、人口減少や高齢化の進行などにより、今後変化することが予想されます。こうした中、公共施設を現状のまま維持し続けた場合、提供するサービスと住民ニーズとの間に乖離が生じる可能性もあります。

そのため、公共施設に対するニーズを踏まえた上で、提供するサービスを適宜見直し、それに合わせて公共施設の機能の充実や縮小・廃止等を適切に行っていく必要があります。

これからは、施設の利用需要や行政が直接保有・関与する必要性などを精査した上で、継続して維持すべき施設と、廃止や統合に向けた検討を進めていく施設を取捨選択していきます。

また、施設を引き続き維持していく場合でも、人口動向などから想定される利用需要等を踏まえた上で、必要規模を十分に検討し、適正規模での維持管理や更新等を行っていきます。

1-3 他市町との広域連携

公共施設やインフラ施設の中には、施設の保有や管理運営を近隣市町と連携して行うことで、効率化やサービスの向上が期待されるものもあります。

これからは、近隣市町との広域連携による公共施設の相互利用についても検討していきます。

また、施設の共同保有や共同運営によって効率化が期待されるものについては、広域化に向けた検討を進めていきます。

1-4 廃止後の財産等の利活用

遊休化した財産の利活用に当たっては、貸付や売却等を視野に検討を行います。ただし、当該財産の周辺地域に対する影響などを考慮の上、利活用方法の検討においては、地域住民等の意向を十分に反映するよう努めます。

2 公共施設等の適正な維持管理と更新

2-1 建物・構造物等の安全性能の確保

本町ではこれまでに学校施設等の耐震化を進めていますが、引き続き、公共建築物については、「荇田町耐震改修促進計画」において定められた耐震化目標達成のため、耐震化が必要な建物等については着実に対応を行うとともに、非構造部材の耐震化なども含めて安全・安心な利用環境を確保していきます。

インフラ・プラント系施設についても、住民生活や産業を支える基盤施設であることから、各施設の状況を確認し、必要に応じて耐震化等の対策を計画的に進めていきます。

また、公共施設の安全確保は施設管理者に求められる基本事項であることから、建築基準法の定期点検などの各種法令に基づく点検等を適正に実施するとともに、施設管理者による自主点検を行い、劣化状況等を適宜確認することなどにより、公共施設の安全確保に努めます。

2-2 適切な維持管理の実施

公共施設の建物及び構造物は、様々な部材や設備などで構成されており、経年変化などから生じる老朽化や損傷等の進行に伴い、本来の機能が低下する場合があります。そのため、施設や設備の劣化や機能低下を未然に防ぎ、施設等が安全・快適に利用できるよう、定期的な点検・診断等を実施します。

点検・診断等の実施については、法定点検の結果に基づき劣化診断等を適宜行うことにより、各施設の現状を把握するとともに、「公共施設点検マニュアル」による定期的・日常的な点検を施設所管課職員が行います。また、点検活動に基づく情報を蓄積し、効果的な維持管理を行います。

法定点検や日常的な点検により、安全面での支障が確認された場合には、速やかに改善を図るなど、利用者が常に安全・安心に継続的に利用できる環境を維持します。

なお、設備・機器の更新の場合は省エネ機器の導入を検討するなど、SDGsの目標「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」の実現のため、公共施設等の省エネを推進します。

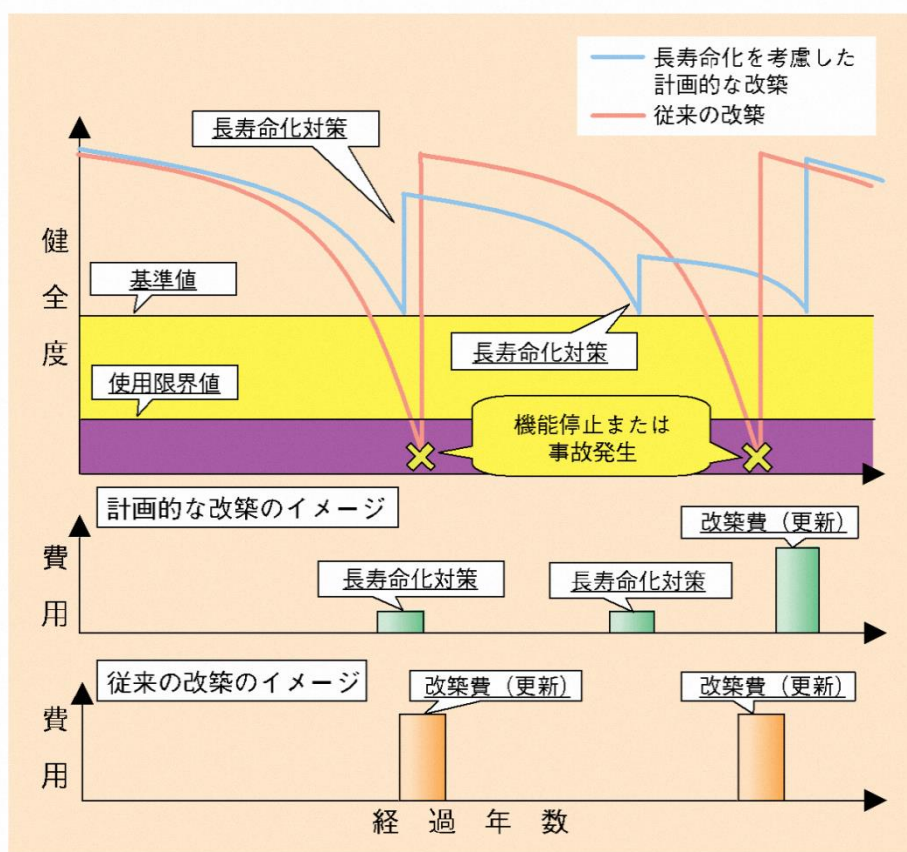
また、「個別施設計画」に基づく大規模改修、長寿命化改修、更新または修繕等を実施した際には、これらの改修等の履歴を公共施設カルテに集積・蓄積していきます。財政課と各施設所管課との情報交換や現場確認とともに、公共施設カルテや点検結果を活用することで、限られた財源を効果的・効率的に活用した維持管理・更新等の実施を目指すと同時に、今後の計画見直しにも反映し、計画の充実を図ります。

2-3 施設の特徴に応じた長寿命化対策

これまでの公共施設等の保全手法としては、劣化や破損等の状況に応じて対応する事後保全型の方法が多く見られましたが、近年は、修繕等の目安周期をあらかじめ計画し、その周期に沿って補修等の工事を行う予防保全型の管理手法が多くなりつつあります。予防保全型の管理を行うことにより、施設等の長寿命化が図られ、維持管理にかかる中長期的なコストの面では有利になります。特に、供用期間が長期にわたるインフラ施設や、利用形態に大きな変化のない学校施設、公営住宅、プラント系施設などの公共施設は、予防保全型での保全手法が適しています。

今後は、公共施設等の適切な点検・診断を実施するとともに、種類や用途、部材等の特性に応じて、予防保全・事後保全等を適正に組み合わせた計画的な維持管理を行うことで施設の長寿命化を推進し、財政負担の平準化とライフサイクルコストの縮減を図ります。

<施設の長寿命化のイメージ>



(資料：国土交通白書 2010)

2-4 ユニバーサルデザインの推進

今後、人口減少の予測や少子高齢化の進行が見込まれ、生活に障壁（バリア）を感じないような対応を必要とする住民が多くなるものと考えられます。

また、人の能力や個性は一人ひとり異なっており、これらの属性がすべて同じ人は存在しません。さらに、この属性については、年齢や環境の変化等による影響を受けるものであり、同じ人であっても状況によって刻々と変化していきます。したがって、障がいの有無や年齢といった個々人の属性や置かれた状況にかかわらず、住民一人ひとりが自立し、互いの人格や個性を尊重し支え合うことで、社会の活動に参加・参画し、社会の担い手としての役割と責任を果たしつつ、自信と喜びを持って生活を送ることができる『共生社会』の実現に向けた環境づくりの一環として、公共施設等を整備していくことが重要になります。

ユニバーサルデザイン化における実施方針として、誰もが安全で安心な生活を送るためには、社会環境において、バリアフリーやユニバーサルデザインによるハード面の整備は欠かせません。

したがって、公共施設等の整備に当たっては、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」等に基づき、誰もが利用しやすい施設整備を推進します。

2-5 多様な利活用方法を想定した公共施設の更新

公共施設の建物や設備等は、一度整備すると維持管理が数十年という期間にわたって発生します。一方で、情報技術の発達や価値観・生活様式の多様化などにより、公共施設を取り巻くニーズはめまぐるしい変化が予想され、施設の社会的な寿命も早まることが想定されます。

こうした中、今後の社会状況においては、固定的な場として公共施設を設けることよりも、様々な機能・用途に対応できる柔軟性を持った場を設ける方が、維持管理の面からも、良好なサービス提供の面からも有効であると考えられます。

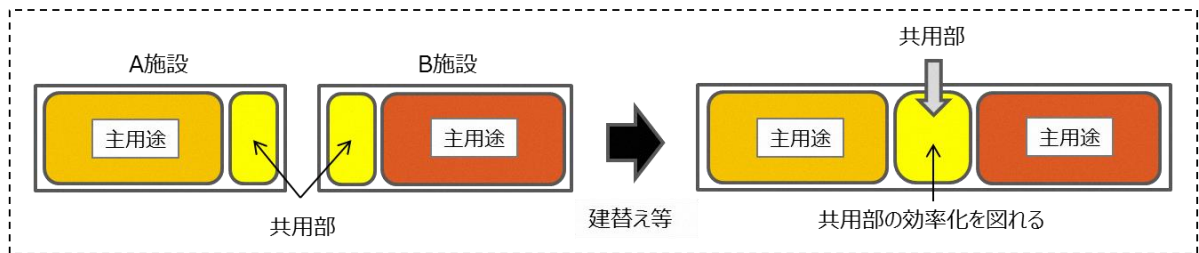
これまでの施設整備は、主に、一つの施設に一つの機能を対応させて行ってきましたが、同種の機能を集約することや、異なる機能を複合化することで相乗効果が見込める施設については、公共施設全体の効率化の観点から、施設の更新等の機会に機能の複合化や多機能化を図ります。

また、多様化することが想定される行政ニーズに柔軟に対応しうる施設として、用途変更等の転用を見据えた施設整備にも努めます。

<公共施設の複合化、多機能化のイメージ>

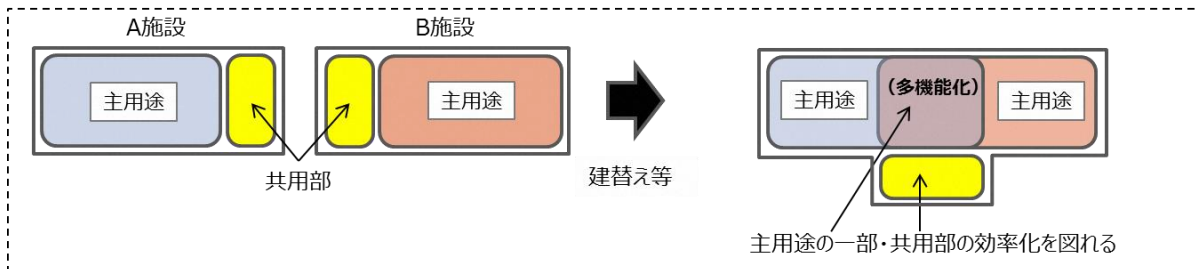
複合化

異なる用途の施設を一体的に整備する場合に、廊下や機械室など共用部分の共有化により、スペースの効率化を図れる。



多機能化

異なる用途（もしくは類似）の施設を一体的に整備（もしくは一元化）する場合に、廊下や機械室など共用部分の共有化に加え、主用途部分の共有利用により、スペースの効率化を図れる。



3 住民・事業者等との連携

3-1 住民・事業者等との連携による公共施設の管理運営

これまでのように、行政だけが施設の管理運営を担うのではなく、住民や地域団体、NPO、事業者など、様々な主体が担い手として参画することを想定します。

また、公共施設に類似する機能を持つ民間施設が有効活用でき、効果的・効率的なサービスの提供が期待される場合には、当該民間施設を通じたサービス提供の導入を検討するなど、行政が公共施設を所有・管理することにとらわれないサービスの提供に努めます。

さらに、今後公共施設の建替え等を行うに当たっては、PPP/PFI 手法の活用など、施設整備や運営、維持管理に民間資金・民間ノウハウを取り入れることを検討し、効果的・効率的なサービスの提供とライフサイクルコストの縮減を図ります。

3-2 公共施設の利用促進と有効活用

公共施設の中でも、社会教育系施設や文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設などは、住民等に幅広く利用されることを目的とした施設であり、施設の利用促進や有効活用の視点が重要となります。

公共施設の管理運営においては、利用者のニーズを的確に把握するとともに、より利用しやすく、魅力あるサービスの提供に努め、公共施設の利用促進を通じて、住民満足度の向上や地域の活性化などにつなげていきます。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

1 公共施設に関する個別方針

1-1 行政系施設

(1) 施設概要

行政系施設としては、役場本庁舎や消防庁舎のほか、土地区画整理事務所、消防団格納庫、失業対策事業詰所・勤労者休憩所などの施設があります。

役場本庁舎は行政事務、議会、各種手続に関する窓口サービス等を行っています。建物は旧耐震基準の時期に建設されており、耐震改修は未実施となっています。

消防庁舎のうち本館棟については耐震改修を行い、外壁や内装等の改修も実施しました。また、本館棟に隣接して新たに事務所棟の整備を行いました。

失業対策事業詰所・勤労者休憩所については、設置当初の利用目的は終了しており、現在では建設関連の資材・車両等の倉庫として利用しています。

所管課	施設・建物名	建築年度	経過年数	延べ床面積(㎡)	備考
総務課	役場本庁舎	1971	50	6,818.9	庁舎等
総務課	土地区画整理事務所	2010	11	276.8	庁舎等
住民課	稲光上消防格納庫	1981	40	9.9	その他行政系施設
住民課	葛川消防格納庫	1981	40	9.9	その他行政系施設
財政課	小波瀬駐在所	1982	39	93.7	庁舎等
総務課	小波瀬水防倉庫(消防詰所)	1982	39	24.0	防災施設
建設課 環境課 都市計画課	失業対策事業詰所・勤労者休憩所	1984	37	395.2	その他行政系施設
消防本部	苅田町消防庁舎本館棟	1979	42	1,366.2	消防施設
消防本部	苅田町消防本部事務所棟	2014	7	442.0	消防施設
消防本部	苅田町消防本部訓練施設・車庫	1987	34	100.9	消防施設
消防本部	苅田町消防団第1分団格納庫	1987	34	50.0	消防施設
消防本部	苅田町消防団第2分団格納庫	1982	39	45.5	消防施設
消防本部	苅田町消防団第3分団格納庫	1986	35	50.0	消防施設
消防本部	苅田町消防団第4分団格納庫	1982	39	52.5	消防施設
消防本部	苅田町消防団第5分団格納庫	1985	36	50.0	消防施設
消防本部	苅田町消防団第6分団格納庫	2007	14	88.0	消防施設
合計				9,873.5	

(2) 管理に関する基本方針

施設	管理に関する基本方針
役場本庁舎	・本町の行政事務等の拠点であるとともに、総合防災拠点としても重要な位置づけの施設であることから、適正な耐震性能を有する施設に建て替える予定です。
土地区画整理事務所	・土地区画整理事業の推進に関する事務所施設として、適正な維持管理を行っていきます。
消防庁舎(本館棟・事務所棟)	・本町の防災や救急医療の拠点施設として、適正な維持管理を行っていきます。
消防団格納庫	・各地域における防災施設として、適正な維持管理を行っていきます。
失業対策事業詰所・ 勤労者休憩所	・倉庫としての利用形態を当面は継続し、適正な維持管理を行っていきます。 ・施設の老朽化状況なども踏まえながら、中長期的な利活用の方向性について検討していきます。

1-2 文化系施設

(1) 施設概要

文化系施設としては、各地域の集会所、三原文化会館、小波瀬コミュニティセンター、公民館（中央、北、西部）があります。

いずれの施設も会合・行事等の地域活動のほか、文化活動や講演会等のイベントといった目的を中心に利用されています。また、西部公民館については図書室と白川出張所を併設するなど、複合的な施設となっています。

三原文化会館と中央公民館は旧耐震基準の時期に建設されていますが、中央公民館については耐震診断の結果、改修の必要はありませんでした。ただし、非構造部材の耐震改修については、両施設とも未実施となっています。

所管課	施設・建物名	建築年度	経過年数	延べ床面積(m ²)	備考
生涯学習課	三原文化会館	1970	51	1,718.0	集会施設
生涯学習課	中央公民館	1979	42	3,880.0	集会施設
生涯学習課	北公民館	1991	30	1,555.0	集会施設
生涯学習課	小波瀬コミュニティセンター	1989	32	1,281.0	集会施設
生涯学習課	西部公民館	1993	28	1,612.0	集会施設
総務課	松原区集会所	1976	45	379.0	集会施設
総務課	木ノ元集会所	2012	9	171.0	集会施設
総務課	岡崎集会所	1993	28	101.0	集会施設
総務課	葛川集会所	1995	26	164.0	集会施設
総務課	木ノ元第2支部集会所	1980	41	35.0	集会施設
都市計画課	若久集会所	1960	61	145.2	集会施設
都市計画課	長畑集会所	1961	60	129.4	集会施設
都市計画課	城南集会所	1970	51	172.2	集会施設
合計				11,342.8	

(2) 管理に関する基本方針

施設	管理に関する基本方針
三原文化会館	<ul style="list-style-type: none"> ・大中小の各種会議室を中心として、会合やイベント等の利用ニーズに幅広く対応可能な施設となっています。今後とも適正な維持管理を行っていきませんが、耐震改修は未実施であるとともに、建築後から50年以上が経過していることから、施設の改修や更新について検討が必要となっています。 ・隣接する役場本庁舎の建替えも踏まえつつ、既存のサービスの維持を前提とした施設の改修や更新等のあり方について検討していきます。
小波瀬コミュニティセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・施設が立地する与原小学校区を中心として利用されており、地域の会合や文化活動等の拠点となっていることから、今後とも適正な維持管理を行います。
中央公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・本町で唯一のホール（約1,000席）を中心として、会合やイベント等の利用ニーズに幅広く対応した施設となっていますが、建築後から40年以上が経過していることから、施設の改修を実施する予定となっています。 ・役場本庁舎や三原文化会館など、近接するほかの公共施設の方向性も踏まえながら、既存のサービスの維持を前提とした施設の改修や更新等のあり方について検討していきます。
北公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・施設が立地する苅田小学校区を中心として利用されており、地域の会合や文化活動等の拠点となっていることから、今後とも適正な維持管理を行います。
西部公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・施設が立地する周辺の小学校区（片島、白川）を中心として利用されており、地域の会合や文化活動等の拠点となっていること、また、出張所機能を有する行政上の拠点施設でもあることから、今後とも適正な維持管理を行います。
集会所	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域における身近な集会施設として、地域団体等とも適宜連携しながら、適正な維持管理を行っていきます。 ・地域の集会所として利用されているものについては、地元との話し合いのもと、譲渡についても検討していきます。

1-3 社会教育系施設

(1) 施設概要

社会教育系施設としては、歴史資料館、図書館、空の家があります。

歴史資料館は、本町の文化遺産の保管と歴史文化に関する普及啓発活動の中核施設であり、旧石器～中世を中心とした常設展示のほか、特別展示も企画しています。

図書館は本町における中央図書館としての役割を担っています。

空の家は、山口地区の古民家を改修した社会教育施設となっています。

所管課	施設・建物名	建築年度	経過年数	延べ床面積(m ²)	備考
生涯学習課	歴史資料館	1975	46	191.0	
生涯学習課	図書館	1989	32	1,982.8	
生涯学習課	空の家	不明 ※	14 ※	149.9	
合計				2,323.7	

※空の家は平成 19 年に町が購入し改修したものであり、家屋の当初建築時期は不明

(2) 管理に関する基本方針

施設	管理に関する基本方針
歴史資料館	<ul style="list-style-type: none"> ・本町の歴史文化の保存・継承に係る中核施設として、引き続き適正に維持管理を行うとともに、幅広い層への情報発信・PRを行うなど、利用促進に努めます。 ・また、建築から 40 年以上が経過していることを踏まえ、近接するほかの公共施設の方向性も踏まえながら、既存のサービスの維持を前提とした施設の改修や更新等のあり方について検討していきます。
図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・本町の中央図書館として、適正な維持管理を行っていきます。 ・利用者のニーズに応じたサービスの充実・向上を図るなど、さらなる利用促進に努めます。
空の家	<ul style="list-style-type: none"> ・古民家を改修した施設であることから、建物の状態に留意しながら適正な維持管理を行っていきます。

1-4 保健・福祉施設

(1) 施設概要

保健・福祉施設としては、総合福祉会館、総合保健福祉センター（パンジープラザ）があります。

総合福祉会館は子育て支援や各種福祉活動等を中心として利用されている施設です。

総合保健福祉センター（パンジープラザ）は健康診断や予防接種等の保健センターとしての機能に加え、子育て支援、住民の健康づくり支援、高齢者福祉等の機能を複合的に備えた拠点施設となっています。

所管課	施設・建物名	建築年度	経過年数	延べ床面積(㎡)	備考
福祉課	総合福祉会館	1985	36	2,389.5	福祉施設
子育て・健康課	総合保健福祉センター(パンジープラザ)	1998	23	6,541.7	保健施設・福祉施設
合計				8,931.2	

(2) 管理に関する基本方針

施設	管理に関する基本方針
総合福祉会館	・子育て支援や福祉に関する拠点施設として、適正に維持管理を行っていきます。
総合保健福祉センター（パンジープラザ）	・設備の劣化が進んでいること、また、総合福祉会館と機能が一部重複していることを踏まえ、最適な機能配置のあり方について検討します。

1-5 学校教育系施設

(1) 施設概要

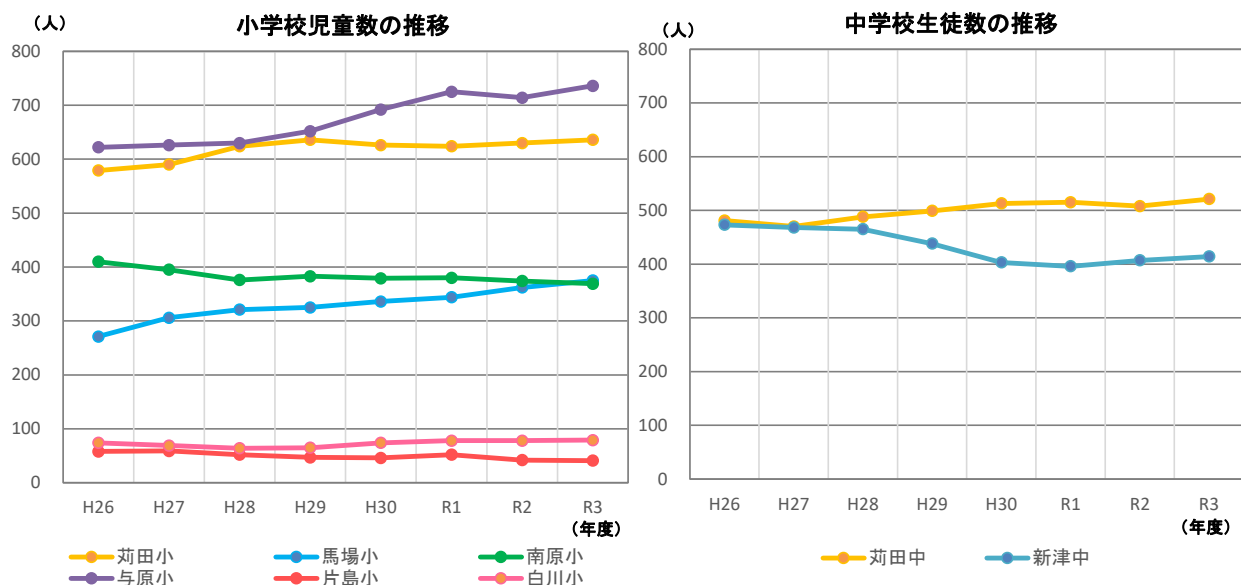
学校教育系施設としては、小学校が6校、中学校が2校あるほか、学校給食センターがあります。小学校については各地域コミュニティの中核的な施設であるとともに、体育館は避難所に指定（ただし、苧田中を除く）しており、防災面でも重要な役割を担っています。また、体育館やグラウンドについては、スポーツ及びレクリエーションでの利用を目的として一般開放利用も行っています。

校舎や体育館のうち、旧耐震基準の時期に建設されたものについては耐震診断を行った上で、耐震改修を実施しました。また、校舎や体育館のうち、特に年数が経過し老朽化したものについては順次改修を行っているほか、校舎へのエレベーター設置などバリアフリー対策も進めています。

所管課	施設・建物名	建築年度	経過年数	延べ床面積(m ²)	備考
学校教育課	苧田小学校	1981	40	6,984.7	小学校
学校教育課	馬場小学校	1978	43	4,618.0	小学校
学校教育課	南原小学校	1980	41	6,267.0	小学校
学校教育課	与原小学校	1975	46	6,478.0	小学校
学校教育課	片島小学校	1968	53	2,131.9	小学校
学校教育課	白川小学校	1984	37	3,811.0	小学校
学校教育課	苧田中学校	1975	46	7,853.9	中学校
学校教育課	新津中学校	1982	39	7,246.0	中学校
学校教育課	学校給食センター	1989	32	1,766.8	その他教育施設
合計				47,157.3	

※建物によって建築された時期が異なることから、建築年度は延床面積が最も大きい建物を表示

<児童・生徒数の推移>



(2) 管理に関する基本方針

施設	管理に関する基本方針
小学校、中学校	<ul style="list-style-type: none">・適正な学習環境を維持するため、令和2年度に「個別施設計画」を策定しました。今後は、校舎等の長寿命化対策とともに、多様な学習活動やデジタル化等将来を見据えた教育環境の質的向上を計画的に進めます。・体育館やグラウンドについて計画的な維持管理を行い、地域に開かれた施設として、引き続き有効活用を図っていきます。・児童・生徒数の変動によって余裕教室等が発生する場合は、適正な教育環境の維持を前提とした上で、コミュニティ・スクールの実施に伴い地域の実情に応じた有効活用を検討していきます。・使用限界に至った校舎等の建替えに当たっては、児童・生徒数の状況等を踏まえた上で、施設規模の最適化を検討し、維持管理の効率化を図っていきます。
学校給食センター	<ul style="list-style-type: none">・安全・安心な給食サービスを持続的に提供していくため、施設や設備の老朽化状況も踏まえながら、適正な維持管理を行っていきます。

1-6 公営住宅

(1) 施設概要

公営住宅法に基づく公営住宅として、9 団地（約 640 戸）を管理しています。城南団地の一部の住棟を除いて、大半は建築後 40 年から 50 年以上が経過した木造、簡易耐火造の住棟となっており、老朽化が進んでいます。

公営住宅では長期間にわたる維持管理が求められることから、維持管理を効率的かつ効果的に実施するため、「荏田町公営住宅長寿命化計画」を策定し、住宅ストックの長寿命化に向けた維持管理方針等を示しています。

所管課	施設・建物名	建築年度	経過年数	延べ床面積(m ²)	備考
都市計画課	若久団地	1954	67	3,714.6	
都市計画課	長畑団地	1959	62	1,869.3	
都市計画課	城南団地	1962	59	10,115.4	
		1974	47	5,422.5	
		2004	17	4,589.1	
都市計画課	笹尾団地	1961	60	148.4	
都市計画課	片島団地	1964	57	310.8	
都市計画課	木ノ元団地	1971	50	403.4	
都市計画課	岡崎団地	1964	57	64.8	
都市計画課	葛川団地	1972	49	650.1	
都市計画課	稲光上区団地	1971	50	2,264.2	
合計				29,552.7	

※建物によって建築された時期が異なることから、建築年度は延べ床面積が最も大きい建物を表示

(2) 管理に関する基本方針

施設	管理に関する基本方針
公営住宅	・「荏田町公営住宅長寿命化計画」に基づき、適正な維持管理と長寿命化対策を進めるとともに、建替えや用途廃止についても計画的に進めます。

1-7 スポーツ・レクリエーション系施設

(1) 施設概要

スポーツ・レクリエーション系施設としては、総合体育館、町民温水プール、臨海総合グラウンドなどの施設があります。

総合体育館はアリーナ（室内競技スペース）が中心となっており、隣接して柔剣道場が立地しています。また、総合体育館は旧耐震基準の時期に建設されているため、耐震改修を行う予定です。

所管課	施設・建物名	建築年度	経過年数	延べ床面積(m ²)	備考
生涯学習課	総合体育館	1981	40	4,783.3	スポーツ施設
生涯学習課	総合体育館テニスコート更衣室・トイレ	1979	42	57.0	スポーツ施設
生涯学習課	町民温水プール	2011	10	2,661.0	スポーツ施設
生涯学習課	臨海総合グラウンド管理人室・トイレ等	1984	37	137.8	スポーツ施設
合計				7,639.1	

※建物によって建設された時期が異なることから、建築年度は延べ床面積が最も大きい建物を表示

(2) 管理に関する基本方針

施設	管理に関する基本方針
総合体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・本町における屋内体育施設として、引き続き適正な維持管理を行うとともに、指定管理者制度の導入も視野に入れて、さらなる利用促進に努めます。 ・また、耐震安全性確保の観点から、耐震改修を実施します。
町民温水プール	<ul style="list-style-type: none"> ・本町における屋内プール施設として、引き続き適正な維持管理を行うとともに、さらなる利用促進に努めます。 ・施設の管理運営については指定管理者との連携により、効率化を図りつつ適切に行っていきます。

1-8 子育て支援施設

(1) 施設概要

子育て支援施設としては、放課後児童クラブ、稲光上児童館があります。

放課後児童クラブについては、各小学校区に設置しており、苺田小学校区放課後児童クラブ、馬場小学校区放課後児童クラブ及び新設された与原小学校区放課後児童クラブのみ別棟で学校敷地内に整備しています。その他の小学校については、小学校校舎内や近隣の保育園等に併設されています。

所管課	施設・建物名	建築年度	経過年数	延べ床面積(㎡)	備考
生涯学習課	苺田小学校区放課後児童クラブ	1995	26	169.0	幼児・児童施設
生涯学習課	馬場小学校区放課後児童クラブ	2007	14	88.0	幼児・児童施設
生涯学習課	与原小学校区放課後児童クラブ	2021	0	311.0	幼児・児童施設
生涯学習課	稲光上児童館	2001	20	74.0	幼児・児童施設
合計				642.0	

(2) 管理に関する基本方針

施設	管理に関する基本方針
放課後児童クラブ、 稲光上児童館	・ 現行の施設配置を基本としながら、利用者数の動向も踏まえつつ、適正な管理運営を行っていきます。

1-9 その他

(1) 施設概要

産業系施設としては、米麦共同乾燥調製施設・共同育苗施設（ライスセンター）のほか、農機具倉庫、山口ダムの取水施設があります。

供給処理施設としては、苅田町清掃事務所第二工場、苅田町リサイクルセンターがあり、不燃物処理・資源化施設については遊休施設となっています。

また、その他の施設として、火葬場（かんだ苑）、納骨堂、小波瀬西工大前駅自転車駐車場などの施設があります。

■産業系施設

所管課	施設・建物名	建築年度	経過年数	延べ床面積(m ²)	備考
農政課	米麦共同乾燥調製施設(ライスセンター)	1994	27	900.5	農業用施設
農政課	共同育苗施設(ライスセンター)	1995	26	874.9	農業用施設
農政課	木ノ元農機具倉庫1号	2005	16	50.0	農業用施設
農政課	岡崎農機具倉庫	1984	37	73.0	農業用施設
農政課	葛川農機具倉庫1号	1984	37	33.1	農業用施設
農政課	山口ダム 谷子局建屋・取水設備建屋等	1995	26	91.1	取水施設
合計				2,022.6	

■供給処理施設

所管課	施設・建物名	建築年度	経過年数	延べ床面積(m ²)	備考
環境課	苅田町清掃事務所第二工場	1979	42	2,012.6	し尿処理施設
環境課	不燃物処理・資源化施設(遊休施設)	1990	31	851.0	資源化施設
環境課	苅田町リサイクルセンター	2008	13	1,793.0	資源化施設
合計				4,656.6	

■その他施設

所管課	施設・建物名	建築年度	経過年数	延べ床面積(m ²)	備考
環境課	稲光上納骨堂(松蔭納骨堂)	1973	48	28.1	斎場・納骨堂等
環境課	葛川納骨堂	1974	47	28.1	斎場・納骨堂等
環境課	木ノ元納骨堂	1980	41	38.2	斎場・納骨堂等
環境課	火葬場(かんだ苑)	1982	39	999.0	斎場・納骨堂等
建設課	公衆便所(苅田駅東西線)	2006	15	52.8	公衆便所
建設課	小波瀬西工大前駅自転車駐車場	1983	38	279.7	自転車駐車場
合計				1,425.9	

(2) 管理に関する基本方針

施設	管理に関する基本方針
産業系施設	・本町の農業を支える基盤施設として、適正な維持管理を行っていきます。
供給処理施設	・資源化施設である苅田町リサイクルセンターは、効果的及び効率的な業務運営を行うため、民間事業者の技術力とノウハウを活用し、大規模改修を含めて長期的に施設運営の委託を行っていきます。 ・し尿処理施設である苅田町清掃事務所第二工場は、下水道浄化センターに機能を移転し、廃止する予定となっています。
その他施設	・火葬場及び納骨堂については、施設の老朽化にも適宜対応しながら、適正な維持管理を行っていきます。 ・小波瀬西工大前駅自転車駐車場は、老朽化が進んでいるため、解体を予定しています。

2 インフラ施設に関する個別方針

2-1 道路・橋梁

(1) 施設概要

施設	施設の概要
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・本町が管理する道路は令和3年3月末現在、町道が約214km、自転車歩行者道が約2.6kmとなっています。 ・道路及び歩道の舗装の経年劣化や損傷に対しては、日常の点検により状態を把握するとともに、適宜補修を行うなどして対応しています。
橋梁	<ul style="list-style-type: none"> ・本町が管理する橋梁は、令和3年3月末現在、112橋あり、このうち、15m以上の橋長のもので20橋、2m以上15m未満のもので92橋となっています。 ・供用年数が50年を経過した橋梁が今後急激に増加することを踏まえ、平成26年3月には「苅田町橋梁長寿命化修繕計画」を策定、平成31年2月には「苅田町橋梁個別施設計画」を策定し、計画的な維持管理に努めています。

(2) 管理に関する基本方針

施設	管理に関する基本方針
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・日常点検や道路パトロールにより、危険箇所の早期発見や経過観察に努め、安全性を確保するとともに、効果的・効率的な維持管理を行います。 ・道路台帳や点検結果、修繕履歴等を継続的に蓄積し、維持管理業務の効率化を図ります。 ・定期的な点検により路面の劣化状況を把握し、緊急度が高い箇所より順次修繕を進めていきます。 ・その他、道路に附属する施設についても、定期点検や計画的な修繕など、効果的・効率的な維持管理を行います。
橋梁	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な維持管理を実施するために、予防保全型への維持管理へ転換し、施設の長寿命化を図ることで修繕・架け替えに係る費用の削減につなげます。 ・日常点検については、損傷の早期発見とデータの蓄積を目的に、従来の道路パトロールの一環として、道路面からの橋梁点検を行います。 ・定期点検については、橋梁の健全度の把握を目的として、『市町村における橋梁長寿命化修繕計画策定のための橋梁点検の手引き（案）』をもとに、橋梁に関する十分な知識と経験を有する者が実施します。

2-2 上水道

(1) 施設概要

水道管については、令和3年3月末現在、導水管、送水管、配水管は合わせて約247kmが整備されています。

また、浄水場やポンプ場などの建物としては、二崎浄水場、南原浄水場、尾倉ポンプ室などがあります。二崎浄水場では、油木ダム系今川と山口ダムより取水し、町内の約8割の水道水を処理し、供給しています。

■上水道施設（建物）

所管課	施設・建物名	建築年度	経過年数	延べ床面積(m ²)
上下水道課	井ノ口池空気揚水筒室	1998	23	8.0
上下水道課	二崎浄水場	2012	9	1,162.0
上下水道課	南原配水池電気計装室	1998	23	28.0
上下水道課	尾倉ポンプ室	1981	40	90.0
上下水道課	片島加圧ポンプ場	1984	37	69.0
上下水道課	南原浄水場	1989	32	810.0
上下水道課	井ノ口取水ポンプ室	1999	22	31.0
上下水道課	くすの木坂ポンプ室	1995	26	21.0
合計				2,219.0

(2) 管理に関する基本方針

施設	管理に関する基本方針
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ・管路やポンプ設備等について、補修や更新等の時期を迎えるものについては、耐用年数の見直し、長寿命化対策や更新を計画的に行い、持続可能な水道事業運営に努めます。 ・大地震に耐えうる管路や設備等の耐震化については、重要度や優先度を踏まえながら計画的に行っていきます。 ・給水量が減少傾向にある中、今後施設の更新を行う上では、水需要予測に基づいて施設の必要能力を精査し、施設規模のダウンサイジングも含めて、最適な更新のあり方を検討します。 ・施設の管理運営については、民間の技術力やノウハウ等を活かしながら、効率的な管理体制の構築に努めます。

2-3 下水道

(1) 施設概要

下水道管きよの整備は1996年から進んできており、公共下水道、農業集落排水合わせて路線総延長は119km近くに達しています。

また、汚水処理場やポンプ場などの建物としては、片島地区汚水処理場、神田ポンプ場、磯浜ポンプ場、荻田町浄化センターがあります。

■下水道施設（建物）

所管課	施設・建物名	建築年度	経過年数	延べ床面積(m ²)
上下水道課	片島地区汚水処理場	2008	13	297.0
上下水道課	神田ポンプ場	1989	32	5.0
上下水道課	磯浜ポンプ場	1986	35	916.0
上下水道課	荻田町浄化センター	2002	19	3,330.0
合計				4,548.0

(2) 管理に関する基本方針

施設	管理に関する基本方針
下水道	<ul style="list-style-type: none">・施設や設備等について、日常的な点検活動を推進し、点検活動による情報を蓄積することで維持管理を効率的・効果的に行います。・日常生活に支障をきたす道路陥没等の事故や、ポンプ場、汚水処理場の設備等の機能停止を未然に防ぐため、管路や設備等の長寿命化対策を計画的に進めます。・施設の管理運営については、民間の技術力やノウハウ等を活かしながら、効率的な管理体制の構築に努めます。

2-4 公園

(1) 施設概要

本町の公園は、都市計画公園として19公園(43.9ha)を定めており、令和3年3月末現在で13公園(約15.9ha)が供用済みとなっています。また都市公園として19公園(3.81ha)が供用済みとなっています。町全体として、都市計画公園・都市公園及びその他の公園を含めて約100か所の公園があります。

公園内には遊具や休養施設等の工作物のほか、トイレや管理棟などの建物があります。

園内の遊具や休養施設等については老朽化が進行しているものも多いため、平成26年度に公園施設長寿命化計画を策定し、施設の長寿命化対策を計画的に進めています。

■公園施設(建物)

所管課	施設・建物名	建築年度	経過年数	延べ床面積(m ²)
都市計画課	向山公園 管理棟	1980	41	37.4
都市計画課	向山公園 公衆便所	1994	27	33.6
都市計画課	向山公園 公衆便所	1979	42	7.6
都市計画課	向山公園 公衆便所	1986	35	7.6
都市計画課	大熊公園 公衆便所	1997	24	15.9
都市計画課	大熊公園 公衆便所	1999	22	26.7
都市計画課	大熊公園 管理棟	2003	18	23.9
都市計画課	殿川公園 公衆便所	2007	14	11.6
都市計画課	殿川公園 公衆便所	1962	59	5.0
都市計画課	雨窪公園 公衆便所	1972	49	4.8
都市計画課	神田公園 公衆便所	2006	15	5.3
都市計画課	港A公園 公衆便所	2007	14	6.9
都市計画課	新開公園 公衆便所	2003	18	21.0
都市計画課	集公園 公衆便所	2005	16	5.7
都市計画課	近衛公園 公衆便所	2004	17	7.6
都市計画課	小迫公園 公衆便所	1987	34	7.6
合計				228.2

(2) 管理に関する基本方針

施設	管理に関する基本方針
公園	<ul style="list-style-type: none"> 園内の遊具や休養施設及び、トイレ等の建物については、職員による定期的な巡回を通じて点検を行い、劣化・破損等の状況に応じて適正な処置を行います。また、遊具については、点検に関する専門技術者による定期点検を行います。 これらの点検結果並びに公園施設長寿命化計画に基づき、優先度の高い遊具等から順次修繕、更新を進めていきます。

第5章 取組みの推進に向けた考え方

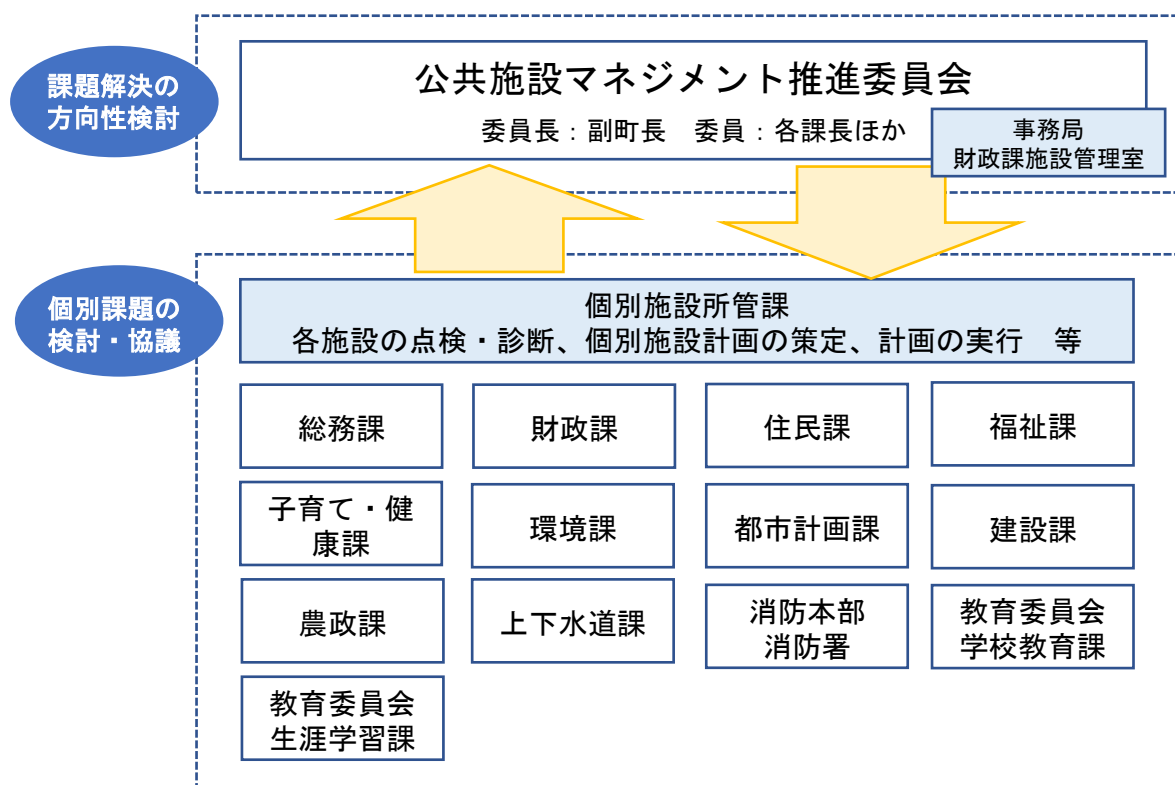
1 取組み体制と情報管理・共有方策

本計画に基づく取組みの推進体制については、各施設の所管課や財政課施設管理室等の職員で構成する庁内調整の場を適宜設けることで情報共有を行いつつ、政策面での連携・調整を図りながら計画を推進します。

また、公共施設等を取り巻く問題について、職員一人ひとりが課題意識を持った上で取り組む必要があることから、庁内への情報配信や研修などの機会を通じ、意識啓発に努めていきます。

本計画に基づく取組みを、全庁的な整合性を持って着実に推進するため、公共施設マネジメント推進委員会をはじめとした下図の推進体制のもとで公共施設の適正管理を推進するとともに、「個別施設計画」の進行管理においては、財政課施設管理室と各施設所管課との綿密な連携のもとで作業を進めます。

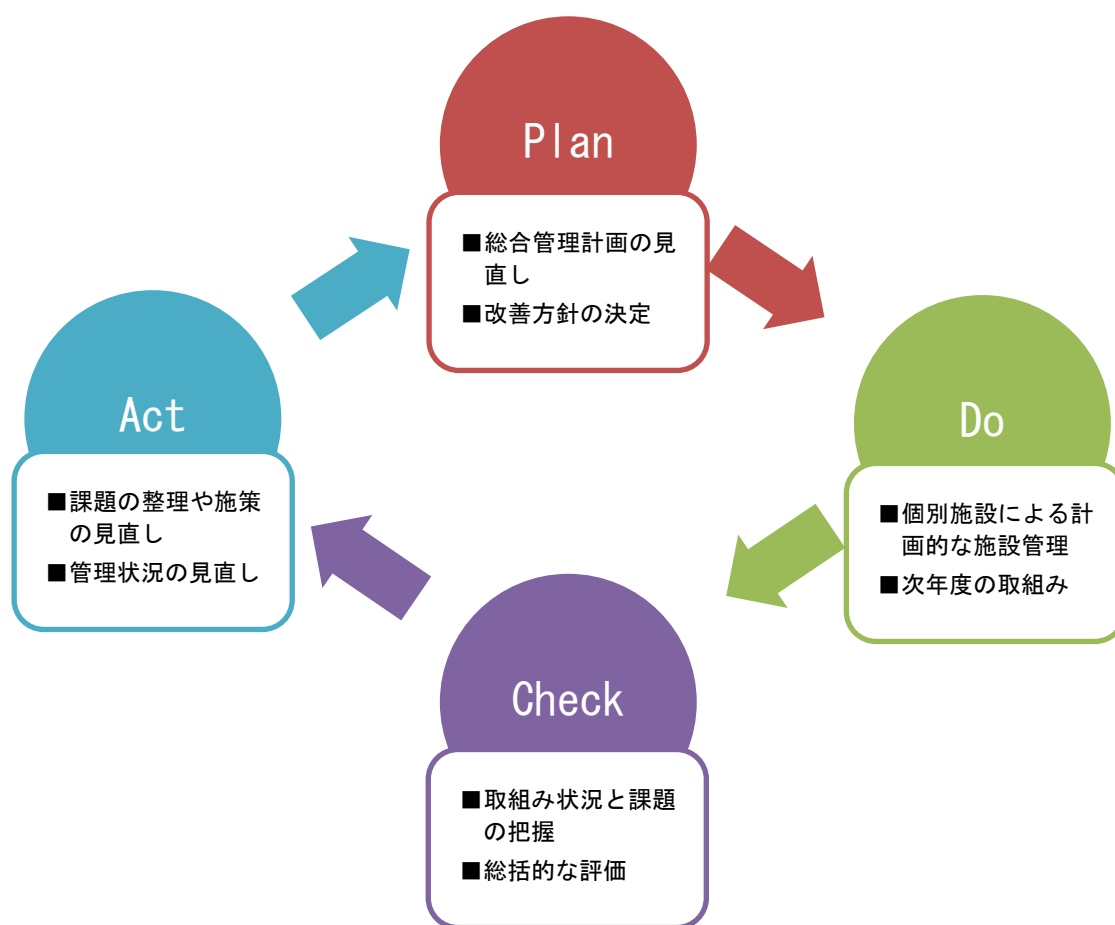
<公共施設等総合管理計画推進体制【令和4（2022）年～】>



2 計画のフォローアップの実施方針とPDCAサイクルの推進

本計画及び「個別施設計画」を着実に実践していくため、計画のフォローアップをPDCAサイクルで実施します。各課での事業等の実施状況については、公共施設マネジメント推進委員会等の場を通じて情報共有を行うとともに、計画に基づく取組みの進捗状況の点検・評価を実施し、適宜の見直しと内容の充実を図っていきます。また、本計画について見直しを実施した場合はホームページなどで公表し、必要な場合は住民説明会等を開催します。また、今後、財政状況や社会環境の変化があった場合にも同様に計画の見直しを行うものとします。

<PDCAサイクルの推進>



3 コミュニティバスとの連携

少子超高齢社会の到来により、ますます行政が提供する公共サービスのニーズが高まってくることが予想されます。公共サービスは、基本的には公共施設において提供されることから、これらの公共施設への移動手段の確保が必要となります。

本町では、住民の移動手段となるコミュニティバスを運行しており、主要な公共施設にはバス停が設置されています。

こうした連携は、今後さらに重要になっていくと考えられます。

4 新型コロナウイルス感染症対策の検討

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響は、人々の生命や健康を脅かし、日常生活のみならず、経済・社会全体のあり方、さらには人々の行動様式・意識など多方面に波及しつつあり、いわゆる「ニューノーマル（新しい生活様式）」へ移行していくことが想定されています。

このような中で、公共施設のあり方も大きく変化していくことが予想されることから、適宜適切な情報収集に努めるとともに、「ニューノーマル（新しい生活様式）」に対応した「新しい公共施設のあり方」についての研究や検討を今後も進めていきます。